

平成17年厚岸町議会第1回定例会 平成17年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成17年3月9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年3月17日 午前10時07分
	閉 会	平成17年3月17日 午後 5時00分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	9	松 岡 安 次	○
2	安 達 由 圃	○	10	池 田 實	○
3	南 谷 健	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
4	小 澤 準	○	12	谷 口 弘	○
5	中 川 孝 之	○	13	菊 池 賛	○
6	佐 藤 淳 一	○	14	田 宮 勤 司	○
7	中 屋 敦	○	15	佐 齋 周 二	○
8	音 喜 多 政 東	○	16	竹 田 敏 夫	○
以 上 の 結 果 出席委員 16名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	病 院 事 務 長	古 川 福 一
助 役	大 沼 隆	特 別 養 護 老 人	藤 田 稔
収 入 役	黒 田 庄 司	ホ ー ム 施 設 長	
総 務 課 長	田 辺 正 保	デ イ サ ー ビ ス	藤 田 稔 (兼 務)
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	セ ン タ ー 施 設 長	
ま ち づ くり	福 田 美 樹 夫	監 査 委 員	今 村 實
推 進 課 長		監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教 委 管 理 課 長	柿 崎 修 一
保 健 福 祉 課 長	豊 原 隆 弘	教 委 指 導 室 長	大 場 和 典
環 境 政 策 課 長	佐 藤 悟	教 委 生 涯	松 浦 正 之
農 政 課 長	西 野 清	学 習 課 長	
水 産 課 長	大 崎 広 也	教 委 体 育	大 野 繁 嗣
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴	振 興 課 長	
建 設 課 長	北 村 誠	農 委 事 務 局 長	藤 田 稔
水 道 課 長	松 澤 武 夫		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 7 . 3 . 1 7)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成17年度各会計予算審査特別委員会)

平成17年3月17日

午前10時07分開会

●委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

●委員長（室崎委員） 昨日は4款衛生費の1項2目健康づくり費で終わっておりますので、今日は151ページ、3目の墓地火葬場費から入ってまいります。

それでは、始めます。

3目墓地火葬場費。

●音喜多委員 従前、直営という形で非常勤を雇っていたんですけども、今回というか、昨年、火葬場の扱いについては委託に回したというか、清掃社の方をお願いして、それが当たっていると。

従前の方が非常に手入れというか、中のことはもちろんのことなんですけど、昨年1年間見ていると、外の方のいわゆる雑草というか、そういったことまでは委託してあるのかどうなのか。環境というか、周りの清掃含めて、そういった件ではどうなのでしょう。去年の状況では、かなり草の生え放題というか、そういう状況であるというお話もございますし、まずその委託状況としては、業務だけだと思うんですが、その施設の周辺の環境というか、清掃を含めてどういう状況にあるんですか。

●町民課長（久保課長） お答えをさせていただきます。

委員の方から昨年から委託をされというお話でありましたが、業務の委託自体は平成9年度から委託をさせていただいているものであります。

それで、2つ目にありました草刈り等の業務についてでありますけど、火葬場の業務運営の委託の中に清掃でありますとか周辺の環境整備というものも含めて委託をさせていただいておりまして、業務の中では、施設の清掃とあわせて、草刈り、清掃等が入った部分につきましては、ちょっと清掃・点検という中で含めてカウントしておりますので、草刈りあるいは雑草駆除の業務そのものが年間何日程度かというのは全体把握できませんが、年間10回から13回程度の草刈りだけで業務につくという日程も入っております。

そんな状況で今日まで業務委託をしてきておりますけど、お話がありました草が伸び放題というのは、駐車場の真ん中にありますコンクリートブロックを敷き詰めた中庭の部分のお話ではないのかなというふうに思っております。それで、そこまでなかなか完璧に手が回らないという状況も委託の事業所からはお話をいただいておりますけど、ここは私ども担当の方も含めて、なかなか完璧にはし切れない部分もあるものでありますけど、町外からのご来場者もいらっしゃるという意味では、極力清掃に気をつけていこうねということでの双方の話をしながらこれまで進めておりますし、これからもそういった方向でやっていきたいなというふうに思っているんです。

それで、コンクリートブロックを敷き詰めてあるわけで、一本一本手作業でやらなきゃいけないという部分があります。除草剤とか使えばいいじゃないかという話もあるのですが、ここは町の環境に対するきちとした方針を持っている中では、そういった方法はとらないという確認のもとに、手作業中心でやっているということでございます。

- 音喜多委員 いずれにしても、最初、前段の委託、去年からということでないのは私も知っていましたので、去年からということ、すみません。私の表現としては、去年からというような感じを受けられたかと思います。去年、委託というか、委託料金の関係で議論した経緯があるものですから、ちょっとそういったことでの勘違いの部分がありました。

いずれにしても、従前の長年やっていただいた方が引き続き非常勤としてあそこにいられて、そして知り尽くした状況と、それから個人的なというか、その人の持っている性分なのか、非常に配慮していただいているという。場所が場所だけに、ふだん行くところでもございませぬし、かなり行かれた方も時間的に余裕があると、あそこの周りを散策というか、そういう状況の中で目につくだろうと私は思うんです。

それから見れば、従前の方から見れば、確かにそういったことは言えるのかなと私も思いますし、もし今言われたように、あのところが当初設計した時点で、ああいうふうな形がよかれと思ってつくった状況から、現在こういう予算措置のことを含めて非常にそういう難しいことであれば、何らかの方法、別な方法というか、あのスタイルでなくて、草刈りもしやすいような、そういうものにされたらいかがかなと、逆に。

また、そういう場所が場所だけに、やはりきちっとというか、ある程度見た目としても行き届いているなど、町はこういうところに神経を使っているなどというか、気を使っているなどと言ってもいいのでないのかな、そういう場所ではないのかなと私は思うんです。めったに行くことはないとも思いますけれども、あってもならないことなんでしょうけれども、これからままあることですし、そんなことでは、その中庭が、そういう中庭含めて周りの状況があのでいいのかどうなのか。ただ単に草刈りというか、草刈りが一本一本むしらなきゃならないというか、それで手が出せるというか、予算措置含めてできるのであれば、やはりそれはそれでいいのかもしれないけれども、それができないからああいう状態になるということは、やっぱり方法を考えると、あるいは予算措置というか、そのことを定期的にある程度、月に1回とか2回とか、そういう形の措置をとられたらどうでしょうかと私は思うんですが、いかがですか。

- 町民課長（久保課長） ご提案をいただきました内容につきましては、基本的には私も、周辺の美化という意味では同様の認識で業務に当たらせていただいているつもりであります。

それで、平成元年までいらっしゃいました職員のお話もございました。それで、悪い話は別にしまして、自分が担っている業務に対して非常に責任感を持って従来やっていたらした。そういう意味では、朝、太陽が出た直後から夜遅くまで、日没まで業務をやるというような、これが責任感なのかどうかという問題は別にしまして、そこまで

個人的に思いを込めて業務に当たられていたという話も伺っております。

そういう意味では、業務を民間の事業所に委託をして、その分までカバーをできる予算措置をして業務を委託できないという歯がゆさもあるのでありますが、先ほどお話ししました中庭の問題は別にしましても、周辺の草刈りについては、私どもの認識では、言われるようなぼうぼうの状態で放置をされているということではないというふうに認識をしております。

先ほど申し上げました中庭の部分については、人の手でやらなきゃいけないという部分もありまして、完璧なという評価をいただけるような状態にないということも承知をしているわけですが、こういう時代で、構造を変えて草取りのしやすいものにしたらどうだというご提案をいただきましたが、当面は委託料や新たな予算を使わない方法の中で何とかいい方法を考えようということで、事業所の方ともお話をしながら今やっているところでありまして、予算上非常に厳しいという中では、もう少し我々の努力も含めて、これからかわっていききたいなというふうに思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

- 音喜多委員 今こういう世知辛いというか、財政的に大変厳しい状況だから、金で物を解決せいということではないんですが、認識として、管理元の町としては、そういう雑草が生えているとか、何ともないと思っていらっしゃるかもしれないけれども、また、たまにというか、そういう不幸で行かれたときの周りの心境としては、そういうふうにとらえていない方もいらっしゃるわけです。その違いというのは、これは平行線になるわけですが、いずれにしても、ああいう施設の状況、あるいはそういう心境にあるときには、やはりきちっとされてあるのが私は望ましいような気がしますので、それに努力していただきたいと思いますとか、きちっと目配りをしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

- 町民課長（久保課長） ご提言いただきました内容については、非常に町民あるいは利用者からの声として受けとめさせていただきたいと思います。

それで、先ほどから申し上げましたような事情の中で、新たな人の配置ですとか、施設の改修ですとかという部分につきましては、今のところそのめども立たないという状況の中で、今受託をしていただいております事業所、それから町の担当者の努力も含めて、今後、こういったお話もありましたということも含めて、しっかり受けとめながら進めていきたいというふうに思っております。

それで、そうはいいまして、自然相手でありまして、去年みたいに夏、天候がよくて、草の伸びがいいとかという状況の中では、じゃ、おとし、その前の年と同じサイクルで作業をしていて、なかなか草の伸びに追いつけないという状況も昨年はあったかもしれません。ただ、草も自然のものでありますから、草や木が周りにあるという状況については、決してゴルフ場みたいにきれいに刈り込むことがいいことではないというふうに私どもは認識をしておりますが、ただ、見てひどいなという状況だけはきちっと対応していかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、ご提言受けとめて今後

も進めていきたいというふうに思っております。

●音喜多委員 いいです。

●竹田委員 火葬場の使用料に対して460万円、前年度に対して今年度448万円、22万円程度下がっているんですけども、まずこのことをちょっとお聞きしたいと思います。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

委託料につきましては、ほとんどが職員の人件費、いわゆる給与、この中に事業主の負担分も、福利厚生費から事業主負担の保険等の金額も入っておりますが、ほとんどがその額でありまして、平成14年度から一部といいますか、諸経費として8%から10%の費用を上乗せをして委託契約を結ぶという方法に切りかえてきております。

お話のありました17年度の予算、16年度対比でマイナスの14万円になるのでありますが、約3%の減額であります。これは、町の財政事情が非常に厳しいという中で、いろいろな分野で前年対比のマイナス予算という努力をしているわけではありますが、私どもはこの火葬場の業務委託については、算定の根拠となります事業者の臨時職員の賃金そのものについては、身分上臨時職員でありますから減額算定の対象にはならないという判断の中で、財政当局の方ともお話をしながら17年度の予算の積み上げをしてまいりました。

ただ、そうした事情の中でも、何とか事業所の努力として減額していただけるというものをお願いをするという中で、前年対比3%程度の減額と。そのことは諸経費、それから臨時職員の賃金にもはね返ってくるわけではありますが、そうした少しでもご協力をいただきたいという結果として、この17年度の予算に計上させていただきました448万円という額があるということでございます。

●竹田委員 平成13年から14年のときの委託料が420万円から465万6,000円に上がったときに、私もこれについて質問しました。その時点では、諸経費等の算定において、経費がかかるので上げねばならないということで上げました。ところが、こういった諸事情でもって下げなきゃならないのでお願いしてきたと。14年のときから、もう財政はやっぱり豊かではなかった。

この上げる時点で、なぜ上げるのかという質問をしたときに、諸経費がかかるから上げるんだと言って、しょうがないんだと、上げなきゃいけないんだということを言って、平成14年、15年、同じ委託料を払って、16年度から462万円、そして今年度の予算で448万円というふうに下げなきゃならなくなってきた。なぜこの14年のときにその状態を話しして、上げ率を少し抑制するお願いができなかったのかということの再三の質問も自分自身しました。結果的にこういうふうになってくる。

そのいろいろな要素があると思いますけれども、火葬場での使用の収入でありますけれども、平成8年度には56万2,000円だったのが、平成16年度には値上げもありまして、平成15年のときには81万円、平成16年のときには138万円。8年度の56万2,000円から、16年度には138万円という使用料収入が入っています。

使用料収入に対して人件費割合を考えてみますと、平成8年のときには56万2,000円に対して人件費235万5,000円で約4.19倍、16年度に対して、462万円に対して、計算すると3.34倍くらいになるかと思います。また、使用料に対して、平成8年から15年に対して56万2,000円が138万円にはね上がった部分については、約1.4倍の使用料となっています。この収入減と、それから委託に際しての委託料に対しての賃金と収入に対してのバランスというんですか、こういうことを計算していったときに、この平成13年から14年に上げなきゃならなかったその部分。それから、平成8年度に対して、収入というよりも使用件数、235万5,000円のときには件数が83件あった。平成10年のときに、269万円の人件費に対して97件の使用があった。平成16年のときには、まだ2月末の資料なので、前の年にいくと118件に対して465万6,000円の人件費を払った。件数に対しての委託料が約倍になっているのに、件数、使用料は83件に対して118件、倍にはなっていません。この辺の人件費の格差、使用料に対してのバランスというのがどうも考えられない。この辺の説明をしていただきたいと思います。

- 町民課長（久保課長） 前回、火葬場使用料の引き上げの議論をいただいたときに随分この話も、今回とは直接言葉は違いますが、現在の委託料の金額の問題について意見をいただいたところであります。

それで、平成2年度の正職員の退職時点でのいわゆる人件費の部分、これは事業主負担も入っておりますが、900万円程度の費用がかかっていた。たまたま退職をされるということを契機に、火葬場運営の費用を軽減をしようという中で、民間に委託をさせてほしいという手法を当時とらせていただきました。

それで、その後、平成3年から平成11年までは、やめられた、町の退職された方が技術指導も含めて民間の事業所に雇用がされ、その間支払われていた委託料そのものは人件費のみという額で推移をしてきたということが、平成14年度から何で諸経費が入ってきたんだというお話になるんだというふうに思いますが、ただ、建設当時等のお話をさせていただきますれば、こうした疑問というのは当然出てこないんだろうというふうに思うんです。

今回、今回といいますか、この火葬場の斎場の運転管理に関しては、途中まで人件費のみしかない。事業所としてのいわゆる1人だけでは業務ができない、休んだときにどうするんだと。それから、役場に対する報告業務、それから施設の管理に対する事業所としての責任の問題等々含めて、そこにかかわる人が出てくるという意味では、諸経費というものも当然あってしかるべきという話の中で、14年度から、じゃ全体の経費として幾ら幾らという積算ではなくて、おおむね10%程度の諸経費としての経費の上乗せを予算措置をさせていただいたということでもありますので、その分は、人件費だけ払っていればいいということではないという整理の中で、諸経費も見させていただいたということでもあります。

ただ、平成14年度、約40万円ぐらいの諸経費を見させていただきましたが、その後、36万円、それから16年度につきましては20万円ちょっとというような金額しか諸経費としては見られないという状況の中で、全体の委託料、消費税を含んだ委託の契約をさせていただいているという事情もありまして、その継続の中で17年度も全体としてご協力

をいただきたいという中で、前年比マイナス３％という予算計上になったというところについてはご理解をいただきたいと思います。

使用件数と委託料のバランス、あるいは火葬場使用料のお話もありました。私どもは、この業務委託に関する費用と、それから斎場を業務運営していく中でのいわゆる管理経費の部分については区分をして考えておりまして、そういう意味では火葬の件数あるいは使用料の金額と必ずしも委託料が同じ率で推移をしていくものではないと。委託料につきましては、人件費プラス事業所の諸経費という組み合わせの中で今後も考えていくべきものだというふうに考えておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

- 竹田委員 火葬１件当たりの人件費ということで出してもらったんですけれども、平成８年のときには２万８,３７３円、平成１５年のときには３万９,４５７円。この人件費を、諸経費等云々かかるということは当然なんですけれども、平成１４年のときに上げた金額に対して、相当額、１６年、１７年のときに金額が下げられる方向性になった。その人件費に対しての１件当たりの火葬人件費が、２万８,０００円の平成８年度に対して、平成１５年では３万９,４５７円かかるというふうになってくると、人件費のかかる率と支払わなきゃならない委託料のお金の支払い額とのバランスが崩れてくるんじゃないか、正規に計算していくと。そうしていくと、この人件費の支払いが妥当なのかどうなのかというふうになってきますよね。

それと、火葬場での実際契約されている中で、働いている人と会社との契約であって、会社からこの火葬場に働いている氏名等というのは報告されているのでしょうか。

- 町民課長（久保課長） 人件費の額が妥当なのかどうかというお話であります。先ほども触れさせていただきましたけれども、今回、火葬１件当たりに占めます人件費につきましては、火葬の件数で委託料を割り返したというところの比較の数字でありまして、火葬業務そのものの全体の経費から積み上げ算定をしているものではないということについては先ほども申し上げましたが、ご理解をいただきたいなと思うんです。それで、電気代ですとか、油代ですとか、施設の維持ですとかというものも、火葬業務全体の経費としては出てまいります。そういった積み上げの中で、前回、使用料としてはこの程度負担をしていただきたいという根拠もお示しをして、値上げを議論いただき、了解をいただいたという経過だというふうに私どもも認識しております。

そういう意味で、委託料にかかっております人件費の額そのものが適当なのかどうかというのは、足りないのではないかとのお話ではないと思うのであります。安くないかというお話ではないと思うのであります。私どもとしては現時点で、十分な額とは言えませんが、高過ぎる人件費だというふうには認識をしております。それは、これまでの正職員を雇用して運営してきた、民間委託をさせていただいて、退職した時点で２年間、非常勤職員として再雇用を町でしておりますから、その後、引き続き平成９年から同じ方で業務委託に入ったという経過、ずっと今日までの分を踏まえて考えますと、今の委託にかかるうちの人件費分については決して不当な額ではないというふうに認識をしております。

それで、なぜそんな話をしますかといいますと、平成11年度に実は町を退職されて引き続き委託先事業所で業務をされていた方が健康を害してやめられるという状況がありました。それで、この時点で事業所の方には、ぜひ引き続き業務を受けてほしいんだと。そういう意味では、新たな担当される方をぜひ事業所の中で確保していただきたいというお話をしてまいりました。それで、そんな話がうわさとして流れて、正式に募集をする前に、いやいや、何か新しく火葬業務に人を雇うみたいだというような話で、雇っていただけないでしょうかという話が結構あったそうであります。それで、会社の方としては、いやいや、実は今、町から受けている条件はこういうことで、この程度の金額でやっているんですよという話もしながら対応されていたようですが、そういう額。金額の話でいきますと、その程度の金額であれば私は無理ですねということで、正規に募集に応じるということにはなかったというような経過も当時はあったようであります。

そういう意味で、担当社員が平成12年度からかわったわけでありまして、その算定根拠そのものは、私どもの考えている業務の内容、それから火葬件数ばかりではなくて、年間220日程度、全体で、施設の清掃でありますとか、施設の点検でありますとかということも含めて、先ほどお話ありました草刈り、それから今時期の除雪ということも業務を算定しますと、約220日程度、業務日で稼働しております。そんな中で、委託料そのものはどうなのかというお話では、私どもの方は今の時点では妥当な金額をお願いをしているというふうに認識をしております。

それから、会社の方からどなたが働くというものは、委託契約の中には、だれに従事させるというものは入っておりません。それで、それは受ける事業所がこの業務を受けられる職員として選任をし、当たらせていただいているんだというふうに思っておりますが、ここに至っては、ずっと同じ方が担当されておりますから、私どもは、どなたが担当されているということについては重々認識をしておりますし、当分の間はまだ、受託事業所が変わらないとすれば、その方が担当されるという認識でおります。

- 竹田委員 火葬場の除雪に対して、年何回くらいあるんですかという質問をしました。それから、草の部分を清掃並びに草刈りの出勤に対してどのくらいあるんですかというお話もしました。そのときに、除雪は本当に数十回じゃなくて、たしか数回だと思います。草刈りも本当に数回だと思います。除雪がたしか本当に5回、6回、7回くらいの程度で、除雪が本当に二、三回くらいですか、そんな程度ですね。日数にしたら、本当に10日余りの日数でなかったかというふうに僕自身記憶しています。それに対して、合計件数が113件あった中で、火葬場を使用していない日は出勤はしていないのが実態ですよ。毎日出ていますか。それらをちょっとお聞きしたいと思います。

それで、例えば平成17年の448万円を、一般の会社で大体12%くらい、1人に会社の諸経費としてかかってくるのではないかな。それを想定すると、448万円を12カ月で割ると37万3,300円、諸経費を抜くと1万6,720円、12%でかかる。そうした計算でいくと、月額35万6,580円の給料になると思うんです。これが高いのか安いのかということ、220日しか出勤しない普通の会社の給料だとすると、私は高いのではないかというふうに思います。

- 町民課長（久保課長） 火葬のなかった日、あった日以外の稼働状況ではありますが、火葬のあった日の業務スケジュールとしましては、申し込みのありました火葬炉を使いたいという時間の約2時間前には出勤をして対応するという事になっております。ですから、10時告別式の11時出棺ですよ、11時10分あるいは15分ころには火葬場に到着をいたしますという形になりますので、8時45分から9時ぐらいの時間帯で出勤をして受け入れ対応する。

終わる時間どの程度かといいますと、炉が完全に冷めて、そこまでの時間になりますと、おおむね午後3時半程度ということになります。それで、業務としては、大体ここでその日の業務は終わる。次の日、炉の清掃でありますとか、点検でありますとか、それから待合室も含めた施設の点検等、汚れていれば再清掃もするというような業務を兼ねて出勤をいたしますので、基本的には火葬業務の倍ですね、火葬稼働日の倍以上の日数は別な業務で動いているというふうにお考えをいただければというふうに思います。

委員おっしゃられる草刈りの日数でありますとか、除雪の日数、14年度ベースで申し上げますと、草刈りが12日、それから除雪が7日、15年度は草刈りが10日、除雪が11日というふうに私どもカウントしております。これは、この業務だけで出勤をされた。先ほど言いました施設点検ですとか機械の点検という業務以外に、草刈りだけ、除雪だけで出勤をされたという日のカウントの仕方でありまして、除雪の作業自体が7日しかなかった、11日しかなかったということではなくて、施設点検とあわせて除雪をされている、施設点検とあわせて草刈りもされているという日も出てまいりますので、その辺はちょっと数字のとらえ方として理解をいただければというふうに思っております。

それから、月額賃金のとらえ方ではありますが、30数万円というお話をいただきましたけれども、算定されています諸経費を除いた費用の中には事業所の負担分ですね、厚生年金、社会保険、労災保険等々、それから福利厚生費に当たるものも入っておりますので、ストレートに割り返したものがご本人の支給額ではないということについてはご理解をいただきたいと思います。

- 竹田委員 長くやっても迷惑かけるので、本人に支給される給料というふうには僕は言っていなかったと思うんです。ただ、総額で月額、委託の関係で35万円というのは高いんじゃないかというふうに、普通の民間から考えたら、年齢から考えると多いと思うんです。

それで、今後、いろいろな問題があると思います。その中で、平成13年から14年のときに上げて、また下げてこれたという、お願いをして下げてこれたというのであれば、これからもそういった努力してもらいたいと思います。

以上です。

- 町民課長（久保課長） 最後にお話しいただきました部分は、この財政事情の中で当然な話だと思います。それで、前の議論の中で、町が人件費を抑制したから、それがストレートに民間の受託事業者のところに圧力がいくだとかというものではないんですよというお話も総務課長の方からされていたと思います。ただ、そうはいいいながらも、町の財政事情がこうした状況の中でお願いとして、受託事業いろいろなものがありますけれ

ども、私どもの今回の斎場の運転管理委託業務についても、ご協力いただける分については何とかお願いをしたいということで14年度以降もお話をしておりますし、17年度についてもそうした対応の中で、受託事業者として協力いただける分については協力をいただいていたということでもありますので、今後につきましてもそうしたお願いを、理解をしていただきたいというお願いもしながら、協力いただけるところは協力をいただきたいという方向、基本的な姿勢はそういうことで、今後も委託をお願いをする側としても業務についていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） いいですか。

3目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

4目水道費、ありませんか。

5目病院費。

●南谷委員 5目病院費3億113万9,000円についてお尋ねをさせていただきます。

一般会計からの繰り入れの部分だと思います。病院建設費等の償却部分と、それから緊急医療費というんですか、これらの関係と、一般会計で法律で定められて病院会計に振り向けなければならない部分もあると思います。これらの内訳について、まずお尋ねいたします。

●行財政課長（斉藤課長） 繰り出しの関係の内訳ですので、私の方からご答弁をさせていただきます。

病院会計の負担金として3億113万9,000円の内訳でございますけれども、企業債の償還利子として8,848万4,000円、救急医療対策分として8,102万1,000円、保健衛生行政分でございますけれども99万5,000円、医師研究関係の研修関係でございますけれども356万円、共済組合の追加費用として1,728万4,000円で、企業債の元金でございますけれども1億679万2,000円、あと、その他運営経費で300万円、合わせまして3億113万9,000円。端数の関係がちょっとつきますけれども、そういう形になっております。

●南谷委員 地域医療としての病院の維持のための一般会計の繰り入れについての考え方にしましては、私は一昨日質問をさせていただいたわけでございますけれども、平成14年ころから病院と町側というんですか、財務関係も含めていろいろと病院の運営について協議がなされ、今日、一般会計からの繰り出しの財政、こっちの方の逼迫に伴って繰り入れの考え方についていろいろ協議をされて、病院は病院でなるべく、こっちが厳しいので頑張っていたきたいと、このような考え方に立って今日のような仕組みにというんですか、基本的な考え方に基づいて試算をされておられると。

この数字を見ると、この考え方は本計画に当たっても踏襲されているという判断をいたしました。が、いかがでしょうか。17年の計画にも、昨年と比較してね。

- 行財政課長（斉藤課長） 平成14年からの流れについて踏襲しているわけでございます。14年度からの流れというんですか、については踏襲しているわけでございます。ただ、平成17年度の予算編成に当たりまして、過疎地の勤務医の総合臨床等の負担金が、病院として持つ経費が300万円ということがありまして、そのとき、そういう地域医療のための医師を派遣していただく経費については、これは一般会計の方のその他の負担として見ていく。

それと、救急医療についても、実は空きベッドというのも用意しておかなきゃいけません。それについては平成16年度までは見ておりませんでしたけれども、ベッドを確保する、あけておかなきゃならないベッドがありますので、それを1.5床程度見るということの基準を新たに作り、さらに元利償還金は一応3分の1は病院で持つというルールがあるんですけれども、それは基準であります。あくまでも基準のルールでありますけれども、それについては基本的には、こういう病院の状況でございますから、元利償還金のすべてを一般会計で見ていくという、一部17年度予算の中での変更点を、何というんですか、病院ではでき得ない部分についての一部調整をさせていただいているのが17年度予算でございます。

- 南谷委員 私は、地域医療の確保、現在の町立病院の歳入歳出の状況から判断して、建設当時以来、建物等の償還元金等含めて5億円くらいのもの、年によってはそれらを、償却費含めて、償却というんですか、償還財源以外に2億円くらいのものの投入を一般会計からしてきた経緯があると思うんですよね。その後、今言われるように、こっちの会計もゆるくなくなってきた、厳しくなってきた、このような流れにある、そういうことで認識をさせていただいたんですけれども、再度お尋ねしますけれども、大きなそれ以外の一般会計からの、病院会計の厳しい中でこの考え方について、余り大きく補填を考えて財務の立て直しを、病院会計がこれだけ、単年度で8億円くらいの数字になってきている中で、17年度もこの固定化になりつつあるもののつっぺというんですか、この財源の確保というものについては、まずは17年度についても16年と同じような基本的な考え方でこの繰り入れを考えておられる、こういう認識でよろしいですか。

- 行財政課長（斉藤課長） 一部手直しはありますけれども、基本的にはこれらの繰り出し基準といいますか、それを遵守しながら17年度予算も組んできたという経緯がございます。ただ、この経過につきましては、病院の事務長からも説明ありましたが、平成12年度における4億5,900万円という繰り出しがございます。その段階で療養型病床群をいわゆる行うことになりました。それで、病院としては4,700万円程度の黒字が出たというのが平成12年度の状況です。それを受けて平成13年度は、プラス・マイナスの理屈じゃございませんけれども、4億1,700万円という繰り出しを基準にして繰り出しをした。しかしながら、この段階で単年度赤字が6,000万円ほど出たということがありまして、この4億1,700万円という数字から、この14年度、15年度、16年度、病院が

努力すれば、一般会計も当然その補填というのをしていかなきゃいけないんですけれども、3億円と4億円と繰り出しの差はございますけれども、その辺が負担の分かれ目というんですか、病院も努力をする、一般会計も努力をする分かれ目ということでこの財政計画が立てられたということになっておりまして、一般会計が絶対3億円でないと出さないとかという議論ではないわけございまして、この辺のやっぱりお互いの、病院は病院なりの努力、一般会計は一般会計なりの努力をしてきちんとしていくというのが、このオール厚岸の中の考え方として進めていく内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

- 南谷委員 言われるとおりだと私も理解はしているんですよ。ですけれども、実態として大きなものになってしまった。私はやはり何らかの検討、今言うようにオール厚岸というもののとらえ方で、病院とこの計画にどう反映していくべきではないのかな、そういう検討の余地があるだろう、そして対策を講じなければならないと考えます。ですから、この関係については、病院事業会計のときに改めて質問させていただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 答弁はいいですか。

- 南谷委員 はい。

- 委員長（室崎委員） 5目、他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

6目乳幼児医療費、ありませんか。

- 松岡委員 非常に本年度の予算は前年度に比較しまして減額、減額という格好で来ているわけですが、この6目の乳幼児医療費については、医療費が291万6,000円去年より多いんですよね。これは乳幼児がふえたんですか、それとも病院にかかる場合の医療費の高騰ですか。ここらあたりの理由をお聞かせ願います。

- 町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

乳幼児医療制度ではなかったのですが、昨年10月から北海道の医療給付制度が変わりまして、町におきましては、重度母子医療でありますとか、旧母子家庭等の医療の問題、それから乳幼児につきましても条例改正をさせていただいて、昨年10月から新しい制度でスタートしているわけであります。

乳幼児制度につきましては、従来、厚岸町の旧条例でいきますと、6歳到達の月末までは受給対象者として見ますよということにしていたのでありますが、去年の10月から小学校就学前でありますから、年度としては6歳になった年度の3月31日までというこ

とで、受給を受ける期間が延びております。そういう意味では当然受給者数もふえておりますし、対象となる医療費も伸びているということで、17年度において前年対比で330万円ほど多い予算を計上させていただいたということでございます。

- 松岡委員 そうするとあれですね、対象児がふえたとか、そういうことでなく、制度のあれによってこの予算がふえてきたというふうに受けとめていいわけですね。

- 町民課長（久保課長） 対象になる方の人数もふえております。4月生まれから翌年の3月生まれまでの方々が、従来は誕生月でぽつっと切れていたんですけども、4月生まれの方は11カ月延びて3月まで見てもらえますよという形になるものですから、人数のカウントとしてその拡大された分が対象人数として上乘せになってまいりますので、受給者そのものもふえるということでもあります。

現在で申し上げますと、受給対象者620名ほど乳幼児の場合おります。従来560名程度で推移をしておりますので、約60名近く対象者がふえているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 松岡委員 いいです。

- 委員長（室崎委員） 6目、他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

2項環境政策費、1目環境対策費。

- 谷口委員 この負担金の別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会、この事業についてちょっと説明していただきたいんですが。

- 環境政策課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

ちなみに、別寒辺牛川・ホマカイ川流域保全対策協議会でございますけれども、まず組織体でございます。構成員は、厚岸町、それから標茶町、それから双方のJA農協、それから釧路森づくりセンター等各種団体が加入しておりまして、まず予算規模的なものから説明させていただきます。

予算規模は、16年度当初予算で177万2,000円ほどでございます。歳入歳出、予算ですので同額でございます。その中で、厚岸町、標茶町が各84万円、あくまでも16年度ベースでございます、それからJA太田農協、標茶農協、厚岸漁協各3万円ということでございます。

歳出につきましては、いわゆる事業にかかわる部分でございますけれども、総会等の経費を除いて大きくは水質調査の委託料でございます。これは、この協議会が独自に別寒辺牛川、ホマカイ川の水質の調査につきまして、協議会として資格を有する業者に分

析を発注しているところでございます。ちなみに、16年度当初予算で155万4,000円ということになってございます。

それから、去年は、この協議会として植樹祭を実施しております。その経費が約13万円ほど予算として計上されておりました、簡単に申し上げますと、別寒辺牛川、ホマカイ川の水質監視、それから河川流域の保全のための植栽等を含む諸活動というふうに大きく言うことができるかと思います。

●谷口委員 155万4,000円の水質調査というのは、どういうものなんですか。もう少し詳しく説明していただきたいんですが。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、実施時期、これは申しわけありません、15年の事業報告で、16年は事業計画でしたので……。実施時期、平成16年5月から11月までの各月1回、合計7回。別寒辺牛川3地点、別寒辺牛川支流、これはチャンベツ川下流になります、1地点、ホマカイ川1地点、合計5地点。

調査項目、生活環境項目6項目、これはpH、SS、浮遊物質ですね、COD、DO、BOD、大腸菌群数、それから富栄養化項目といたしまして2項目、全窒素、全リンを実施いたしております。

それから、これは定期的な水質調査でございまして、特に融雪期、雪が解けて川に急激に流れ込む時期、これを3月から4月の間に合計2回、これは河川の状況によって実施するというようになっております。調査場所は、ホマカイ川4地点。調査項目、pH、SS、COD、DO、BOD、全窒素、全リン、大腸菌群数、それからふん便性大腸菌群数、それからアンモニア性窒素ということが主な調査項目になっております。

●谷口委員 これに関連するんですが、その次に補助金で水質汚濁防止対策協議会とありますよね。この内容についても説明お願いいたします。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

水質汚濁防止対策協議会の事業内容等について説明させていただきます。

まず、同じく予算から説明させていただきたいと思います。会計が2つに分かれてございます。まずは協議会一般会計ということで、歳入、町の補助金56万5,000円、それから負担金、これは厚岸漁協、JA釧路、太田、それから冷凍協会、それから給油船所有者ということで、漁協さんの方から5万円、JAさんの方から5万円、冷凍協会さんの方から2万5,000円、それから給油船所有者様から5,000円の2事業者ですね、ということで13万5,000円。合計が70万10円ということで、歳出に当たりましては、総会経費、それから、この一般会計の歳出から石けん購入助成事業の方に繰り出しをしております。これが55万円ということで、ほとんどが石けん会計の方に繰り出しをして、石けん特別会計として購入助成に充てているということが平成16年度予算の現在進行形中の予算でございます。

事業内容につきましては、まずはこの協議会の構成員によります河川パトロールの実

施、それから厚岸町クリーン作戦。クリーン作戦というのは、湿原清掃というふうに言った方がわかりやすいかと思いますが、毎年行っております。それから、16年度につきましては、厚岸町で行いました環境フォーラム、水鳥観察館の10周年記念事業によって開催いたしました環境フォーラムへの協賛をしております。協賛金7万円の支出をしております。それから、油濁専門部会というこの組織の中に部会がありまして、その中で岸壁のパトロールの実施。それから、いわゆる油流出事故等への対応策として、大量ではございませんが、軽いそういう油漏れに対しての対策として、いわゆる油吸着マットの購入等に支出を充てているというのが主な事業内容になってございます。

簡単でございますけれども、水質汚濁防止対策協議会の事業内容の説明とさせていただきます。

- 谷口委員 水質汚濁防止対策協議会の総会に何回か私、参加させていただいているんですけれども、あの際、厚岸湾あるいは湖等の水質調査の結果報告みたいなものは行われているんですか。あれはどういう形でやられて、その報告が行われているものなんですか。

- 環境政策課長（佐藤課長） 水質汚濁防止対策協議会に業者、いわゆる水質分析業者の方が同席して説明を受けたということの質問かと思いますが、これにつきましては、厚岸町が、厚岸町役場、厚岸町が発注している水質の状況について、どういう状況かということを知っていただく意味をもって、その総会時等々に来ていただいて、要するに専門的な見地からわかりやすく説明をしていただくということで、たしか数年前から私の記憶ではやっているというふうに記憶しております。

- 谷口委員 環境対策で厚岸町はさまざまな形でやられていることがわかってくるわけですが、今回この補助金が減らされたり、負担金が減らされたり、そういうことで、今、厚岸町がこれらの事業を進める上で、今までの事業と今回、新年度予算で進める事業、これらには変化が出てくるのか、こないのか、その辺についてお尋ねをしたい。

それから、石けん購入の助成なんですけれども、これは厚岸町が事業を行っているのか、対策協議会の事業なのか、これはどちらの事業なんですか。

- 環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

予算がそれぞれ前年度比、若干の減額となっておりますけれども、それらにつきましては、この団体の予算の執行の方法等で工夫を凝らしながら、できるだけ過去のデータのそういう貴重なものを無にしないような形で継続的にしていきたいというふうに考えております。これは、両方の組織のことをそのように考えております。

それから、石けんの助成事業でございますけれども、これにつきましては厚岸町水質汚濁防止対策協議会が事業の実施主体でございます。いわゆる厚岸町一般会計から厚岸町水質汚濁防止対策協議会の方に補助金をいただいて、その協議会の会計の中で特別会計を設置し、その特別会計の中からの石けん助成ということで、各指定店に対して25%プラス5%の3割の手数料、それから割引分を助成しているということでございます。

以上です。

- 谷口委員 そうすると、予算は今年度若干下がるけれども、事業においては前年度と遜色ない事業を実施していくことができるというふうに理解していいんですか。

それと、石けんの問題なんですけれども、私思うんですが、この事業を私は積極的に進めていかなければならないし、議会の中でも盛んに議論をされて、町長を先頭にこの事業をさらに進めていかなきゃならないというふうな説明をされております。そういうことでいえば、この事業自体に全く異論を挟むものではありませんけれども、この水質汚濁防止対策協議会の事業費が70万円ちょっとの予算に対して、ある意味では大半が石けんの助成事業ですよ。そもそもの目的は石けん助成にあったのではないのではないのかなというふうに思うんですよ。そうであれば、やはりその辺は明確にしなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども、どういうふうに考えますか。

- 環境政策課長（佐藤課長） お答えいたしたいと思います。

1つ目の、予算がいわゆる前年度に比しまして若干落ちていることについて、通常どおりできるのかということでございますけれども、できるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、ご指摘の石けん事業につきましてでございます。確かに質問者がおっしゃいますとおり、私は平成10年当時からの議案をちょっとひもといておりますけれども、当時、石けん事業は平成9年から本格的な実施をしておりますが、それ以前の事業としましては、主に総会等を開催し、河川パトロールですとか海上パトロール、そういう事業を実施してきていたところというふうに、いわゆる決算書等を見ると、そのようになっています。

そこで大きいのは、海上パトロールの用船料ですとか、当時、海上というか、厚岸湾等に油がいわゆる流出する件数が多かった時期があったように記憶しております。そのときのために要するに吸着マットを備蓄するというか、それに多くの経費を使って備蓄していた時期もございます。

そういう意味で、この要綱にもありますように、水質汚濁防止対策協議会ということでございますので、そういういわゆる事故的なことに対する対応策、それから事故を未然に防ぐという協議、それらをやすることを目的として設置されているものでございまして、石けんも当然水質に関することでございますので、今おっしゃいます比重の問題になるかと思いますが、決して、この会計が例えば1,000円とすると、900円が石けん事業ではないかということになったにしても、この水質汚濁防止対策協議会としてのやるべき事業につきましては、何ら変わることなく遂行されていくのではないかなというふうに考えております。

- 谷口委員 いろいろな環境を保全する、厚岸町の水質を守っていく、こういうことでホマカイ川の保全協議会があるわけでしょう。そして、そこで一定の事業を進めている。それから、水質汚濁防止対策協議会がある。それから、さっき説明されたように、町独自でもそういう事業を行っているということですよ。

それで、合成洗剤だとか、そういうものに対する使用をできるだけ減らしていこうという運動というのは、町を挙げてやらなきゃならない問題ですよ。そうすると、家庭の問題も当然ありますし、今まだ余り騒がれて、町内ではないのかなとは思いますが、例えば洗車場なんかはどうなんだろうとか、それから農家等の機具類の洗浄に使われているものは本当に大丈夫なんだろうとか、いろいろあるわけですが、そういうものも含めてやはりきちんと検討していかなければならないと思うんですよ。

そういうことに対して、ある意味では石けんの助成事業というのは、消費者に対する、できるだけ合成洗剤を使わないように、できるだけ石けんをという運動に持っていくのが本来の姿ではないのかなというふうに思うんですよ。そうすると、ここでやっていくのがいいのか、消費対策としてできるだけそちらに目を向けるというような対策として。年々これも減ってきているわけでしょう、予算が。伸びない。その原因も含めてやっぱり検討するということを考えないとだめではないのかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

●環境政策課長（佐藤課長）　お答え申し上げます。

まず、水質汚濁防止対策協議会につきましては、かなり古い歴史がありまして、たしか昭和四十七、八年だったかというふうに私は記憶しておりますが、ということは、附則が48年5月17日から施行するということになっておりまして、その趣旨も、要するに当時この構成員を言いますと、漁業関係者等々、それから観光協会を含む、いわゆる自然を大切にしなければならないというような構成員が多いようになっております。これは何を意味するかというと、やはり漁業活動等によって水質を汚濁しないように防止する、そういう対策を協議していこうという趣旨から設立されたものだというふうに考えております。

したがって、今、質問者がおっしゃられますとおり、大半が石けんの事業費に回っている今日、その辺の事業の協議会のいわゆる要綱というか、規約というか、そういうものにも言及されているのかなというふうに思いますが、この辺につきましては、会長が若狭町長でございます、事務局は環境政策にあるわけでございますけれども、今後ご質問者のご指摘等を踏まえながら、どうあることがこの協議会として一番効率的で、かつ有効な効果を上げられる組織になるのか、その辺を含めながら慎重に考えていきたいというふうに思います。

それから、農家等のいわゆる件につきましては、これはまた水質汚濁防止対策協議会としても特に厚岸湖等を中心とした岸壁パトロール等をしておりますが、このホマカイの方につきましては、名前のとおり別寒辺牛川・ホマカイ川、いわゆる町の水源となっておりますホマカイ川の上流には当然標茶町の酪農家が点在してございまして、このたび施行されました家畜排せつ物法の施行によりまして、当町よりも施設の整備については、総会のたびに若干おくれをとっているというようなお話をよく耳にしますが、優先的にホマカイ川周辺の酪農家について支援等を行ってやっているというお話を担当の方からされます。

そういう意味から、この別寒辺牛・ホマカイ川協議会につきましては、まだまだ今後そういう産業、酪農の発展等々を考えた際には、上流というものは当然なくなるもので

はございませんし、上流にあるところからは必ず下流に流れてくるものでございますので、これはやはり両町、それから農協、それから最終的には海に伝わるところの当事者であります漁協と、この当事者が当然こういう組織をつくって、常にいろいろな意味で施策なり、それからそういう現象監視なり、そういうことをするためには必要な組織だというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

●谷口委員 いいです。

●松岡委員 水質検査の委託料についてお伺いします。

この水質検査の範囲はどこなんですか。どこまでの範囲で水質検査をされているんですか。

●環境政策課長（佐藤課長） 予算でいいます環境監視のところの400万円の予算のことというふうにとらえて、お答えさせていただきます。

この調査につきましては、町内ほとんどの全域、ほとんど全域といいますとかなり語弊がありますが、箇所数にしまして27地点、これは公共水域、流域指定を受けているものでございまして、厚岸湖が4地点、それから海としてはまた沿岸水域として4地点、あと川が18河川、これは支流も本流も含みます、それから床潭沼ということで、箇所としては27で、地点としてはまだかなりふえます。

これを細かく言うと、かなりの地点数になりますので、ちょっと省略させていただきますけれども、かいつまんで申し上げますと、流域指定を受けている厚岸湖につきましては4地点ということで、これは5月から12月まで8回行っております。それから、沿岸水域、港町の市場の前あたりのことを言いますが、その辺も4地点やっております。これも年8回。それから、定期河川としてチライカリベツ川、大別川、尾幌川、これらは国道44号線の尾幌橋、大別橋、糸魚沢橋等の、その橋から下のところを採水して調査をしております。これも年8回。あと、上流河川等々ございます。

そういうことで、町内それぞれの箇所につきまして水質調査を実施して、平成15年の第1回定例会のときに、13年度までの水質調査一覧表を議案第1号説明資料としてお配りさせていただいているところでございますけれども、これもアップデートしまして、15年度までは結果が出ておりますので、近々に資料として提供できるように体制を整えておきたいというふうに考えております。たしか15年第1回定例会のときには、11年度から13年度の水質調査結果一覧表というものを配付させていただいております。この資料に基づく内容を見ていただきますと、どのような調査をしているかということと、どのような推移をたどっているかということがおわかりいただけるかなというふうに思います。

以上、答えといたします。

●松岡委員 そうすると、今、名前が出てこなかったけれども、別寒辺牛川流域はいろいろな川がありますね、フッポーシだとかトライベツ川とか。これらも全部水質の調査は

やっているんでしょう。

- 環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

別寒辺牛川につきましては、まず上流河川として道道上風連大別線別寒辺牛川橋付近、いわゆるカヌーの出発点をまず皮切りに、仕様書を見ると出てくるんですが、ちょっとお待ちください。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

- 環境政策課長（佐藤課長） 書類の見方がわからなくて、大変申しわけございません。

別寒辺牛川としまして4地点、上流2地点、それから国道2地点、支流も含みますけれども、別寒辺牛川としては4地点の調査を実施してございます。

- 松岡委員 実は演習場の着弾地の問題のときに、いろいろとご質問申し上げるんですよ。そのときには、別寒辺牛川については、その着弾地のこともあるので、4点とか5点でないんだわ。フッポーシ川に何点とか、トライベツ川に何点とか、そういうことでもって厳密にきちっと調査をしますという答えが返ってきている。それやっているんだとばかり思っていた。

一番心配されることは、非常にあれなんですよ、沿岸の資源が減ってきているのかもしれないけれども、漁が少なくなっているんです。至近の例を言いますと、今年のハタハタ漁です。このハタハタというのは、大体根室市から始まって釧路町まで、昆布森まで行くんですけれども、浜中町で群来るといいますか、そうした場合、その次が厚岸町に寄って、厚岸町で群来て昆布森に行くと。これは私、今の仕事30年からやっていますけれども、そういうような状況がずっと繰り返されてきているんです。ところが、今年は浜中町から、浜中町は特に去年ですか、16年度ですね、トッコして昆布森に入たと。これはやっぱり汚濁の関係があるのでないかと。やっぱり少なくとも町は、演習場という問題を抱えて、そして非常に着弾地あたりは荒らされているわけですから、これらに神経をとがらせてほしいと思うんです。これは、とんでもない話なんです。

その汚濁が漁を減らしているという決めつけるものは何もないんですけれども、実際にだけでも年々年々漁は減ってきているわけです。資源が少なくなっている。そうしたことについては、やっぱりそういったことも原因の一つとして考えられるのではないかと、これは疑惑を持っても当たり前だと思うんですよね。そのことにもう少し、何といいますか、注目してやっていただきたいと、そう思うわけです。

とにかく一番何といっても、この河川の汚濁に対しては、一番被害をこうむるのは漁

民なんです、漁民。漁業者が一番被害をこうむると思うんですね。全町的にやっぱりそういうことを考えながらこの汚濁防止を考えていくべきだと、こう思うわけでありますが、これに対してお答え願いたいと思います。

●環境政策課長（佐藤課長） 答弁申し上げます。

先ほど別寒辺牛川ということで、私、別寒辺牛川に特定して説明いたしましたが、トライベツ周辺河川調査ということで5地点を実施してございます。フッポーシ川中流・下流・上流、西フッポーシ川上流、それからトライベツ川、これは6月から3月まで、いわゆる普通でない場合、定常でないという言葉を使っていますが、大雨後、渇水、汚水流入、融雪時等々のときに実施をいたしております。

それで、質問者おっしゃられますように、そういう現象が起きるという場合におきましては当然、この発注仕様書によりますと、そういう定常時でない状態を察知したときにやるという状況になってございますので、例えば渇水状態、水が少なくなった、それから急激に多くなった、それから急激に濁ったというような状況のときにやる調査になってございますので、ご理解願いたいと思います。

●松岡委員 やっぱり常に水質を調べておかなかつたら、そんな汚れたときなんていったら、完全に水質が悪くなって当たり前でしょう。私は川のそばにずっと暮らしていたんですけれども、やっぱり大雨が降ったらかなり増水して、川が真っ黒に濁るんです。そういうことから常にやっぱり、いろいろな要素があるわけですね。酪農もあるけれども、問題はやっぱり演習だと思っんですよ。演習場のあれによって汚濁が随分気にかかるわけですから、これらはやっぱり十分注視して、注意してこれを見守っていくのが当然でないかと思っんです。

そして、そういう汚濁というのは、1回にぐっとなつて急に漁獲が減るとかなんていうことはないわけです。前にも何かこの席上で申し上げたことがあると思っんですけれども、うちの山で業者が土を取って、その後、今度はちょっと投げておつたら、相当やっぱり、2年くらい全然魚がいなくなつたんです。そしてまた、だんだんもとに戻つた。だから、演習場のその汚濁だって徐々に徐々に、それこそ真綿で首を絞めるように、そういうような格好でもつてきているんじゃないかと思っんですよ。そういうこともやっぱり注視して、注目して、そういうことを調べて、何らかの方策を講じていく必要があるのではないかと、こう思っんですね。

とにかく演習場の着弾地のあの辺を見ますと、かなりひどいあれですね。ただ、幸いにもあの流れといいますか、上下のあれからいつてかなり距離が長いわけですから、運河まで来るまでにはかなり浄化されてくると思っんですけれども、毎日毎日そういうことをやっているわけですから。それだって、いつまでたつても、そういう距離が長いからきれいになるんだということにはならんと思っんですね。

やはり河川の汚濁ということに対しては、町はもっと真剣になつて取り組んでほしいと思っんです。漁業はやっぱり、特に沿岸漁業は厚岸の基幹産業ですよ。これを守るためにも、そういうことが必要だと。そのためにも木を一生懸命植えているんでしょう、そういうことを目的にして。ですから、そういう汚濁される原因があるわけですから。歴

然とした原因があるわけですね、演習場という、着弾地という。これらはもう少し重視してそのことについてやってほしいと、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

- 建設課長（北村課長） ご質問が、演習場にかかわっての形が大分質問としてございましたので。

現在、演習場内の土砂流出対策として、今、検討委員会を立ち上げて、平成14年度に立ち上げられて、今現在調査を進めています。その間、水質調査等を全部行ってきております。その中において、基本的にはこの調査に当たって、環境政策の水質調査も当然それによる影響という形の中で、私どもの土砂流出対策では演習場内、一部外に出ますけれども、それは最初的时候は入っていなかったんですけども、やはりそれから出たところも調査しなかったら因果関係、動きがわからないという形で、ふやしたりなんかしてきております。その中で、調査箇所について環境政策と打ち合わせしながら、町としてももうちょっと下流点でという形で協議しながら調査点を定めて調査しているのが実態でございます。

そのほかに、さらには昨年からは、現在施設をつくったことによって上流、下流の変化であるとか、西フッポーシ、フッポーシとか、そういうものの調査というのは、演習場に近いところは全部調査しております。さらに、それだけではわからないという形で、昨年からはレファレンスという形で、一切手もかけてない源流に近いところの調査、その水質ということもさらに加えながら、それで演習場から出る水との対比をしながらやっていかなきゃないだろうという調査も含めて今やってきております。

さらに、12番議員にも一般質問の中でお答えしましたけれども、施設を今後改良したとしても、これからいったとしても、モニタリング調査という形でさらには何年間も、その影響がどうなったのか、施設を改良したとか、それから演習場からの発生源対策と土砂流出の発生源対策でやったことがどういうふうに結びついてきているのかという形のモニタリング調査という形で水質調査もきちっとしていくべきだという形の中で、今、この次の検討委員会の中でさらにそういうことを協議されて方向性が出てくるという形でございますので、ご理解をいただきたい。

基本的には、今段階の中でいくと、確かに砂防ダムができたことによっての一時的な悪さとか、いろいろありますが、極端な悪さは今のところはない。しかし、大きな50年とか100年という周期の大雨に対したときはどうなのかという形は想定できない状況の中で今やっていますから、その辺は専門家の意見を聞きながらそういう対策を講じていきたい。

それと、やはりダムにかわる形での土砂流出対策という形の中では、演習場内であっても植栽したり、小さな谷どめであったり、いろいろな形を検討されて、多分そういうことから検討されて方向づけがなされるんじゃないのかなと。それが方向づけなされたら、それを防衛施設局とともに整備していくという考え方でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 松岡委員 いずれにしても、厚岸町の漁業に大きな影響を及ぼす問題ですから、それが一気に何か災害のようにバーンと来て影響を及ぼすのであれば対策も立てられると思う

んですが、これは恐らく自然に自然に、それこそ何十年もかかって、そして資源が減っていくとか、そういうことになると思うんですよね。そういうことを見透かして、将来のあれを考えて、そしてその対策をやっぱり打っていくべきだと。何ととっても、やっぱり厚岸町の場合、漁業を守るということが一番先決問題だと思うんです。そういうような方向で進めていっていただきたいと思います。

本当に町有林は、林は一生懸命、厚岸町の土地につくっていますよね。ですから、それと同時に、やはりそういった演習場対策ですか、そういったことももう少し、意地悪いようだけれども、そういう面でも十分調査をして、今後やっぱり将来的に対策を練っていく。子孫を守るため、厚岸町の漁業を守るためにもそれが絶対必要だと、こういうふうに思います。そういうことを要望して、私の質問を終わります。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

松岡委員の言うとおりでございます。厚岸町は、何といたしましても漁業が基幹産業であります。すなわち自然産業であります。その中で厚岸湖、厚岸湾の汚濁防止対策、極めて重要な課題であるわけでありまして、やはり環境整備についても全力を尽くしてやっていかなければならない大きな町としての課題でもあります。ご指摘がありましたとおり、厚岸湖、厚岸湾が汚れないように最善の防止対策を講じながら、基幹産業が振興、発展するように最善の努力をしなければならない、そのように考えております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

休憩いたします。再開は1時。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

●音喜多委員 12番委員さん、そして9番委員さんから言い尽くされたことでございますけれども、私の一般質問で質問させていただいた意図というのは重々おわかりいただけるかと思います。そのことに関して、今12番さんと9番委員から重々言われております。

それで、あえて私もそういうことをしつこくは言いたくございませんし、ただこのままでは現状維持というよりも、現状維持からだんだん、先ほど言っているように悪くなっていくのかなと。いわゆるそういう自然の状況の中にこうして人間の生活が営んでくると、従前から言っているように、一つの、一本の川に人間がこうしてぶら下がって生活させていただくと、いろいろな影響が出てくるというか、そういうことはもう重々ご承知のことでございます。

それで、今の水質調査というか、水質検査をしていただいているんですが、それらをもう一歩進めてやれないかと私は思うんです。今のところは、それぞれ別寒、そしてホマカイ川の関係については、ちょうど上流の他の町の行政も入っての含み、そしてま

た現在私どもがやっている独自に、水質汚濁防止対策協議会の中では水質検査を含めてやっているわけですが、それらをただ単にとっているわけではなくてというか、私も汚濁防止対策協議会の一員として参加させていただいて、専門家が来て、これだけありますよということまでの報告は重々聞いてございます。

しかし、厚岸町の場合、この湖が、これがこれだけ出ているというか、この性質というか、いろいろな何ですか、検査をすれば、窒素だとか、磷だとか、カリだとか、いろいろな水質の成分というか、そういったものがこれだけ出ていると。この時期にはこれちょっと異常ですねとかと言われているのは出ているけれども、厚岸町にはここはやっぱりきちっとこのくらい維持していかなきゃならないというか、そうしなければ水質的には悪い一途をたどっていきますよとか、そういった形で目標というか、それを生かすというか、活用するというか、そういったことを一步進んで、今までのことよりも、ちょっとそれに対抗するような施策というものがとれないかと思うんですね。

先ほど建設課長がお話ししていましたように、今回の自衛隊の関係でモニタリング調査というか、いわゆるその河川の中・外含めて調査している。なおかつ、今までのそれこそ傷むというか、人がというか、そういう状況が入る以前の影響力のないところが、いわゆる原点がどこなのかと、出発点が。それから始まって、今マイナスになっているものか、現状変わらないものかと、いわゆるスタート点がどこなのかと。

今、48年以来、厚岸、ホマカイ川の関係についても48年と言いましたか、以来始めていると言うが、その経過だけはずっと見てきているけれども、それがよくなっているのか、悪くなっているのかというのは全然、その調査だけであって、その調査以前含めて、現在がプラスになっているのかマイナスになっているのかという、そういうところの結論というか、そういう方向性を出していないというふうに私は思うんですね。

ですから、水質検査、当然それは続けていかなければ、比較するものは何もないかもしれないけれども、やっぱりこれだけある程度の期間を経てそういうデータがあるとするならば、専門家が当然調査に入れば、これは過去のデータから見ていい方向に行っているとか悪い方向に行っているとかという方向性が見出せるのかなと、素人ながらに私はそう思うんですね。それらについては全然、今までの結果として、実はこうなんだという胸張った報告というか、そういう意見が私どもにはちょっと響いてこないものですから、やはりそのところをしっかりと、もう一步進めた対応策といいますか、そういうことがとれないものか。それをとっていかなければ、ただ単にずっと見ている、手をくわえてうなっているだけで終わってしまうのかなという気がしないでもないんです。

そんなことから、くどいようになりますけれども、現状を一步進められるような、やっていることをもうちょっと、やっぱり何か進めていかなければ、ただ単に現状を見ているというか、調査しているだけではなくて、手を、策を考えていただきたいなというふうに思うんです。

そんなことで、その関係については当然新たな調査事項というか、研究機関というか、そういうものが必要なものかどうかはわかりません。いずれにしても、その辺のところの現状から一步進めるとなったら、見直しをして、また手を打たなきゃいけないか、別な機関に相談しなきゃいけないか、わかりませんが、私の言わんとするところはそういうところなんです、そういうことについていかが思いますか。

●環境政策課長（佐藤課長） それでは、お答えいたします。

水質調査、データ収集だけではなく、もう一步進めて、そういうことに活用というか、できないかということ、それから原点はどこか。これはいろいろな、例えば湖内、厚岸湾、それぞれ生物がいるわけでございます。その生物が例えば激減したとか、そういうことがいわゆるその原点、いわゆる原因で、それがなぜそうなったのかということの因果関係、これらの解明が当然必要になるかと思います。

ただ単に水質分析をして、先ほど9番委員さんの方に説明させていただきましたpH、SS、COD等々では、要するに生物に対してどの程度の影響があるかということとは、これははっきり言って必ずしもわかるものではございません。したがって、これらのデータの蓄積を、例えばそういう湖内の生物ですとか、植物ですとか、そういうものが激減したとか、そういう被害があった、仮にあったということがあればですね。現にもうあるのかもしれない、私どもが気がついていないのかもしれませんが、そういうことのまず因果関係を調べるのが先決かと思います。

その意味で、単にこういう水質調査をするだけで、それ相当の経費がかかってございます。それをさらに、どういうことでこういう状況が起きるのかと、仮にそういう因果関係を調べるためにはどうすればいいのかということになると、それ相当の専門機関に委託しなければならないことは、これはもうはっきりしていることでございます。

ただし、厚岸には独立行政法人厚岸臨海実験場等もございます。向井教授につきましては長年そういう研究もなさっているようでございますし、何か方法があるかと思えます。これは一般質問の際にも私、お答えさせていただきましたけれども、その辺、莫大にお金をかけて因果関係を調べて、その結果、大丈夫だと、それは安心できることでございますけれども、逆に結果がわかって大変なことになっているということで、風評被害とかそういうことも、それら総合的に考えて、そういう分析、解析できる方法を考えてまいりたいと思います。

これは結構難しいお話になるかと思えます。経費も当然かかるかと思えます。ただ、この厚岸湖・湾を要するに漁場として生活されていらっしゃる漁業者の方々は、この湖・湾が要するにだめになれば厚岸町もろともだめになるというふうに町長もおっしゃっております。そういう意味で、これはお金の問題ではないという状況になるかもしれません。そういうことになってからでは遅いと思いますので、早目早目の手を打つということでいろいろな触手を伸ばして、なおかつ手段を考え、なおかつ安い経費でできるようなこと。かといって、安いからといって適当な分析ではなく、確実性のある、そういう分析ができるような方法をいろいろな触手を伸ばしてやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●音喜多委員 大変心強いというか、一步足を踏み出した考え方、そこの姿勢が大事だと思います。それに基づいて次の行動に移すということになるかと思えます。今の考え方、そのことによって理解が得られるならば、予算をつけるというか、次の予算、お金の問題も伴いますけれども、あるいは先ほど言われているように、やり方によっては、お金ではなくてというやり方もあるかもしれない。そんなことをぜひ研究していただきたい

と。くどいようですが、まず1つの、一本の川の始まりから現状はどうなっているのか、それらも当然調べていかなきゃならない問題があるかと思います。

いずれにしても、この厚岸町の前に、もう30年前にはオゴノリがまだ残っていた。それこそ今、自然のものが志向として必要になってきている。そのオゴノリが全くなくなっちゃっている。文献によればというか、小説にも出ている、この厚岸湖にはチョウザメがいたと、そういう目標を持ってやっていった方がいいと思うんです。少なくともオゴノリをとるまででなくても、オゴノリを幾らかでも戻すというか、自然に返す、自然というか、そういう水質に戻すというか。皆さんが気をつけて、厚岸町の町に天然のオゴノリがおがっているんだという誇れるような湖にしたいとか、あるいはチョウザメが戻ってきたというような、そういう目標を持ってぜひ進んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

●委員長（室崎委員） 答弁はいいですか。

●音喜多委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目環境対策費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

2目水鳥観察館運営費、ありませんか。

3目廃棄物対策費。

●音喜多委員 ここに仮称として釧路東4町ごみ広域処理検討会という、5万円計上されております。大体過去の経緯から、この道東4地区でもってこのごみについて、釧路のごみ処理広域圏に入らないで、独自に歩んでいかなきゃいけないということになっちゃったわけですから、そういうことでのそれぞれの自治体で共通する問題点について、ちょっと話をしていこうという意気込みではないのかなと思いますが、その辺の関連についてちょっと心得を教えていただきたいというふうに思います。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

この（仮称）釧路東4町ごみ広域処理検討会につきましては、既にご存じのとおり、東4町、弟子屈町、標茶町、厚岸町、浜中町が釧路管内の広域ごみ処理、いわゆる広域連合に入らなかったということで、それぞれ今、単独で処理をしてございます。

その際、北海道は、釧路は要するに、いずれにしても2カ所という広域の考えを、計画を持っております。それはまだ生きております。今後さてどうするかということで、支庁の方からも、どのような考えをそれぞれの町が持っているのかということが二、三年前からいろいろ投げかけられてきておりました。それぞれの町も、平成14年12月1日

のダイオキシン対策に向けて改修はしたものの、20年、30年もつものではないという認識は、それぞれの4町同じ認識です。したがって、今後どのようにやっていくかということをもうそろそろ考えていかなければ、時間がないことはもうはっきりしております。

改修した施設につきましては、長くて10年、短ければ7年。税法でいう耐用年数では7年ということになっているようではございますけれども、ただ、それによりまして、そういう施設の劣化、それから老朽化によって機械がとまった場合には、当然焼却はできません。そうすると、埋め立て。そうすると、埋立地がどんどん減っていくと。そうすると、要するにごみ処理ができなくなる状態になると。それで、ぜひ早い時期に、釧路管内の広域に参画しなかった4町で早目に、まずは事務レベルで今後どうしようかという話を進めようということで、今回、少額ではありますが、すべて役場の職員でございますので、公用車でどこかの役場なりの事務所でそういう協議を進めて、今後どのようにするかということで、まずは事務レベルで案を立てて、しかるべき上部団体というか、支庁なりの指導をあおぎながら、成案というか、方向性をまとめていくスタートの今回の予算ということでございます。

- 音喜多委員　ぜひ今の考え方を推し進めていただきたいと思います。釧路の広域圏に入らなかった状況というか、私どもも議会の中に特別委員会をつくって対応してきた経緯もございます。そんな中で、時代とともにかかる経費というか、その建設費の問題も変わってくるのではなかろうかという話もありました。そんなことで、ただいづれにしても、このごみとのつき合いは続くわけですから、その対応に、昔はごみにお金がかかるなんて、とんでもない話という話だったんですが、もう今は大事な大事な本当に事業になりつつあるというか、そんな意味では切って離せないことでございますので、ぜひ事務方含め、町長あたりも機会があったら、そのことをぜひ。

話に聞けば、うちの10年ということであるけれども、その10年がもつのかどうなのか、心細い話もちょっと聞くわけではございますけれども、いづれにしても待ったなしの状況にあるのではないのかなというふうに思います。ぜひそのことを進めていただきたいというふうに思いますが、町長の姿勢というか、考え方をちょっと。もしそのごみにかかるあれがあったら、教えていただきたいと思います。

- 町長（若狭町長）　燃やすごみの関係かと思いますが、平成12年にダイオキシン対策ということで改造をいたし、現在に至っております。今お話ございましたとおり、10年もつであろうということで稼働をいたしておるわけでありまして。しかしながら、今日のごみ量というのは、ふえる一方でございます。埋め立てについては、昨年からの事業が転換をいたし、本年完成、来年から稼働という時代を迎えておるわけでございますので、当然燃やす面におけるごみ対策、将来を見据えた対策というものを講じていかなければならないわけでもございます。

そういう意味で、事務的な中での広域ごみ処理はどうあるべきかというスタートを切った中で、将来の、4町になりましようけれども、東部のごみ処理広域化をねらった考え方ということでありますので、この点、私どもといたしましても、首長同士でも大

いに議論していかなければならない課題であるというふうに思っております。

●音喜多委員 いいです。

●谷口委員 コンポストなんですけれども、大幅に減額になっているわけなんですけれども、厚岸町で今、分別を徹底して行うということと、コンポスト等の普及でごみの減量化を進めているということでやられていると思うんですけれども、このコンポストなどの使用によるごみの減量化の効果というか、あるいは資源化の効果、こういうのはどのようなになっているのか、お知らせをお願いしたいと思います。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ちょっと調査をした年度が古いデータではございますけれども、平成4年から平成12年度までのデータをまとめた文献というか、書類がございます。その中でコンポストの配布数と、それから、これはあくまでも悉皆調査をしたわけではなくて、推計の域を脱しません。1世帯当たり家族が何人いた場合にどれだけの生ごみが出るかという一定の方程式的なものに当てはめて、コンポストの配布をした数にその量を掛けて、どのぐらいの生ごみの量が処理されているかという試算をしたことがございます。その量でございまして、コンポストの処理量として平成12年では21万1,000キロですから、211トンの処理をコンポストでやっているという試算が出ております。

13年以降この推計をしてはございませんが、当然数が毎年50ずつふえておりますので、200個ぐらいほど、またふえている状況にあると思います。それらを勘案し、推計値、推計ということの作業でしかできませんが、それらを分析することによって、コンポストを活用することによる生ごみの排出が一定程度減るだろうということがある程度推計できると思います。

ちなみに、平成12年度の211トンの数字が、平成5年からは、配布の数も少なかったんですが、33トンから始まりまして、12年までには211トンという推計値が出ております。これによりまして、私どもこの数値を出すに当たってかなり慎重に計算をしましたが、多目には当然見ておりません。一般的に人一人が年間に出す生ごみは何キログラムという、たしか旧厚生省がそういう数値を出していたと思っております、その数値を活用して推計させているところでございますので、そんな大きな差はないというふうに認識しているところでございます。

●谷口委員 かなり何かきちんとした計算をしたんだという話をされていましたが、12年以降やっていないのであれば、それまでやった資料なんていうのは、ほとんどもう役に立たないのではないのかなというふうに思うんですよ。

大体7トンぐらいずつふえているのではないかな。それにまた50個ずつふえているから、こうなったら、そうしたらもう300トンを超えているというふうに推計すればなるのではないのかなと今聞いていて思うんですけれども、ただ、実際に本当にそういうふうに活用されているのかなのかどうなのかもやはり引き続いて調査をしていく必要があるのではないのかなと。

それから、今新しい、電気分解だとかいろいろな処理の仕方ができる機械が出てきて、それらも今では電器店なんかで家電製品なんかと一緒に売られていますよね。そうすると、実際にはコンポストで処理するのがなかなか難しかったものも簡単に処理ができるというようなことで、そっちの普及もある意味では進んできているのではないのかなというふうに思うんですよ。それもどのぐらい実際に利用されているのかということは、当然つかんでいただかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですよ。こういうことに対しては調査はされているのでしょうか。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

あくまでも推計ということでお答えさせていただいておりまして、推計でこれが本当に正しいのかということで、この推計の方法で、これが全くもう本当の実数と同じなんだということは決して言える数字ではないというふうに私は思っております。ただし、それほど乖離はしているものではないというふうに逆にまた考えているところであります。

それから、電気製品につきましてのお話ですけれども、以前にいろいろの市町村のデータを集めた経過がございます。補助制度等を導入してやっている町も道内にもありましたし、本州方面でもありました。これはインターネットで私いろいろ検索してみた結果なんですけど、いろいろ種類がございます。要するに乾燥型、それから発酵型、屋外型、屋内型、いろいろ種類がありまして、町によっては発酵するもの、要するに完熟にできるものでなければ補助しないとかなというふうな、いろいろなそういう例がありました。

私どもとしましては、単に乾燥であれば堆肥とは言えないというふうに考えております。ですから、完熟するためには、それなりのいわゆる微生物なりを入れるなり、例えば住宅の周りの土には微生物がいるわけですから、そういうものを入れてやると。それで、それが何時間後に完全に完熟して堆肥になるというふうな機械もあるようでございます。ただし、これはかなり高価で、かつ燃料というか、電気が非常に容量を食うということも調べさせていただきました。

これは私、勝手な一人の調査というか、私の調べただけのお話で、公式に公務としてやったことではございません。

私もいろいろ考えた中では、やはり今この厚岸町というのは、簡単に申し上げますと、6カ月なり5カ月は寒い時期で、実際にそれじゃ今のコンポストが発酵するというか、堆肥化になるのかということの調査も当然必要でしょうけれども、私も持ってやっております。確かに、夏のうちにに入れて、きちっと攪拌なり管理をすると、それなりのきちっとした堆肥になります。ただ、冬になって、11月過ぎぐらいになって生ごみを投入した際には、かなり深い埋め方をしないと、当然凍結して発酵しないということがあって、春になって暖かくなってから発酵が進むという状況は、これははっきり私も体験してございます。

そういう意味で、簡単な方法で、なおかつ廉価、安い値段でできるという方法ですから、その辺の使い分けの方法ですとか、そういうことを研究すること、それからそれを周知すること、それがまず第1点。それでなければ平成4年から無料で配布してきた意味も当然ありませんし、そういうことも当然進めていかなければならないというふうに

思っております。

電気製品の件でございますけれども、これについては当然燃料というか、電気で動くものもございますけれども、先般の一般質問等にもありましたように、地球温暖化等の関係もあります。この辺もいろいろ加味しながら、総合的にこれがどういうものなのかというものをきちっと把握して、町の方々にこれでやると大丈夫ですよと、簡単に電気量もそんなに消費しない、それから完熟するというような製品、役場にも結構デモンストレーションで来ます。いろいろ使ったこともあります、ほとんどが30分、1時間で乾燥しますという乾燥方式が多くて、それがかなりの電気量、電気を消費するというものがありまして、現在デモンストレーションはやっておりません。

最近はかなりいい製品が出てきているようではございますけれども、それらについても、やはりしかるべきそういう営業をなさる業者等があれば、そういうできれば完熟できるもので、電気を余り消費しない、そういう製品の選定と、それから各市町村のそういう先進事例、その辺を勘案して今後考えてまいりたいと考えております。

- 谷口委員　やはり実態調査というか、そのあたりは、この運動をやっぱり発展させる運動だと思うんですね、こういうのは。そういうことを考えると、今までやってきたあれをただ行くのではなくて、今までやったことの効果だとか、問題点だとか、そういうものをきちんと調べ上げて、さらに新しい方法が出てきているのであれば、その方法はどうかと。あるいは、何だかんだ電気製品でなくても、消費者団体なんかやっている段ボールによる方法だとか、いろいろなことが言われていますよね。そういうことをいろいろな形で試したり、その効果を調べ上げたりしながら、ただコンポストというのではなくて、さらに上をいくような方法をつくり出していくというのが本当のねらいどころではないのかなというふうに思うんですよ。そういう点では、どういうふうに考えますか。

- 環境政策課長（佐藤課長）　これはかなり大きな問題を内包していると思います。いわゆるコンポストが1世帯を単位とした、そういう設備、機器を導入して減量化に努めるということもあるでしょうし、先般、昨年だったと思いますけれども、厚生文教常任委員会の方で私、随行させていただきまして、生ごみを堆肥化している団体のところの視察に勉強させていただきました。そこでは生ごみを完全に異物が入らないように分別収集し、完熟堆肥にして農家、いわゆる道央の方でしたので、耕種、いわゆる畑があるところでしたので、土壌改良剤ということでやっておったようです。

将来的には個々人がやることも当然視野に入れながらやらなければなりませんけれども、有機資源、有効な資源として生ごみを考えたときには、今、大きくは4つの11分類で分別収集を町民の皆様をお願いしているところでございますけれども、ある時点では生ごみも分別をして出していただいて、それを町の施設で堆肥化するということが視野に入れて、要するにそれを収集してやることによって消費電力を抑えるという、効率的なそういうことができるのではないかとということも考えられますし、そういうことを含めまして、どちらがいいのか、これはもう少しいろいろな計数を入れながら考えていかなければ、4,000世帯すべて電気製品を入れた場合に電気量が、電気をかなり消費する

ということもありますし、それを生ごみとしていろいろな方法を考えながら収集することによって、1カ所でそれを処理することによって一般家庭の消費電力が少なくなるとか、そういう利点、逆に欠点もあるかもしれませんが、総合的にそういうことを考えていく必要があるのではないかというふうに今考えているところでございます。

- 谷口委員 長沼町の方でしたか、去年行ってきたのは。あそこまでいくとすると、町民の意識改革までいかなければなりませんよね。そうすると、なかなか大変ですけども、それもやっぱりきちんと視野に入れておくべきだと思うんですけども、私は何も電気使って地球温暖化に貢献しようなんていうことを考えて発言しているわけではありませんから、厚岸町内としてどういうのがいいのかをきちんと検討していかなければならないと思うんですよね。

だから、コンポストの欠陥というのは、やはり長期間処理できないというか、効果を発揮させることができない。そういうことをカバーする方法も含めて、やはり検討していった方がいいのではないのかなというふうに思うんですよね。結果的にせっかく町が補助した事業で購入していただいて庭先か軒先下に放置されてしまうのでは、せっかく町が何年にもわたってやってきた事業が無になってしまうのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺をやはり考えた事業展開をしていただきたいということなんです。

- 環境政策課長（佐藤課長） お答えいたします。

誤解を招くような答弁になったことを、まずおわび申し上げます。要するに、生ごみを町民の皆様に分別をお願いして町の施設で一括するというのをこれからやるという意味ではなくて、それも視野に入れながらということでお答えしたつもりでございますので、誤解があれば訂正させていただきます。

それで、今、町内としてどういう方法があるか、平成4年からここまで続けてきたこと、これをどうやってその効果を、100あるとすれば、その100にいかに近づけるかということは、やはり追跡調査なり、うまくやっている人がどこにいて、例えば簡単に申し上げますとモニターですとか、そういうことは必要だと思います。ですから、今までやってきたことを無にすることのない方法、それらをきちっと企画して取り組んでいくように考えたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

- 谷口委員 毎月、厚岸広報に町長への手紙というのを挟めていますよね。あれの活用なんかも考えたらいいいのではないのかなと。例えば、月ごとに一定の欄は各課のモニタリングに使えるようなスペースをとっておいて、この部分を町民から意見を聞きたいとか、そういうことを、せっかく立派に印刷して各戸に配って、各戸で全部、何ぼかは戻ってくるのかもしれませんが、眠ってしまっているのでは、ちょっともったいないのではないのかなというふうに思うんですけども、そういうことはどうなのでしょう。広報の方も含めてちょっとお尋ねしたいんですが。

- 環境政策課長（佐藤課長） 委員おっしゃりますとおり、いろいろな手段、方法がある

と思います。お金をかけない方法で、なおかつ効果がある方法、これは考えれば必ずやあるように私は思います。そういう意味で、今1つ提案をされましたが、その辺を含めまして、そういう手段、方法を考えて取り進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 答弁そこだけだね。ほかないね。広報の方はないの。

●環境政策課長（佐藤課長） 申しわけありません。今のご提案につきましては、今の町長への手紙というのは様式が定まっております。それで、それを大きく変えることなく活用できる部分は活用する、それから、どうしても活用できないものは要するにそれなりにそういうものにするとか、これはどういう形になるか、ちょっと今、即答できませんが、十分それぞれの課と相談しながら取り進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

（発言する者あり）

●行財政課長（斉藤課長） 今、町長の手紙ほか、従前のやり方を踏襲しているわけでございますけれども、今ある意見を検討しながら内部で詰めていきたいと思っています。

●委員長（室崎委員） いいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（室崎委員） 3目廃棄物対策費、他にございますか。

●佐藤委員 要領よくお聞きしますので、要領よくお答えをいただければ大変ありがたいなと思います。

ごみの不法投棄の関係なんです、回収処理委託料として幾ばくかの予算が計上されておりますけれども、この回収方法と、それから過去数年間にわたる不法投棄の状況についてお聞かせいただければ幸いだと思いますけれども、回収状況というのは、例えば定期的にパトロールをして回収をするとか、あるいは正規な廃棄物、ごみの収集日に気がついた不法投棄のものを回収するとかという意味でございますので、その2点についてまずお聞かせをいただければありがたいと思います。

●環境政策課長（佐藤課長） この廃棄物処理の15万円につきましては、昨年、こちらから行くと、太田市街地に行くところの厚葉橋の下に大量の不法投棄が発見されたということで、稲井議長さんの方から私どもの方に連絡がありまして、直ちに確認に参りました。そうしたところ、厚葉橋の下に極めて大量な不法投棄がありました。それで、警察を通じて要するに投棄した者を発見というか、捜すということをしたところ、現場にその投棄した者のものと思われるという証拠品、簡単に言うとレシートみたいなものが

ありました。それを持って警察署の方と相談させていただいて、警察署の方からその本人に直ちに撤去しなさいと、しかるべき処理をしなさいということをして、一定程度、自分のものだけは、証明できるものだけは撤去されました。ただし、それ以外のもので、これは自分のものではないというものについては、当然本人のものでないということがはっきり証明できるものではありませんでしたので、現在は不法投棄の状態をとらないで、後で適切な処理をするという形で、役場の職員で、当課の職員でシートで囲んであります。それをあの橋の上から上げるということになりますと、かなりの急勾配の谷でございまして、人の足ではまずは無理だろうということで、できればクレーンですね。ユニークだとちょっと無理だということで、できればクレーン。ユニークでできれば、それはいいんですが、大体30メートルぐらいあるんです、下まで。ですから、クレーンを借用というか、そういう上に上げて、最終的に処分をするということの委託料がこの15万円ということでございます。

- 佐藤委員 そうすると、この不法投棄の廃棄物の回収というのは、不法投棄がどういう場所でどう投げられているのかというのを定期的に例えばパトロールして、そして気がついたものは回収する、あるいは今言われたように、廃棄された方が特定されるということで、回収を警察署の方から指示するとかということではなくて、たまたま町民からそういう形で通報いただいたと、その結果の今説明ですよね。そうしますと、この不法に投棄された廃棄物というのは、定期的にそのパトロールをして見つけたり、あるいは正規なごみの回収のときに気がついたものを意識的に回収するというということではないんですね。ですから、その年によって委託料が出てみたり出なかったり、あるいは金額の大小があったりということで理解していいんですか。

- 環境政策課長（佐藤課長） 質問者がおっしゃるとおりでございます。ただし、今回の余りにも多量で重機を使わなければならないということで、この経費を計上させていただいております。

定期的に町の職員もパトロールはしてございます。その際に発見した場合は、まずは土地所有者に話をします。土地所有者が知らない場合は、すぐ警察署の方に通報して、証拠書類を押収。それがなければ、所有者の責任で撤去、処分をしてもらうということになっております。

- 佐藤委員 わかりました。

それと、市街地では余り気がつかないんですが、例えば町から離れた、例えばで恐縮なんですが、筑紫恋街道の方に行きますと、山の傾斜地というか、山すそというか、ふもとに廃車ですね、いわゆる期限が切れた車が放置されているというか、野積みになっていますね。あれは例えば、最近では車もリサイクル法が施行されて、購入時あるいは車検時においてリサイクル料金を支払いますから、今後についてはそういうことも余りないのでないかと思えますけれども、それ以前の車が例えば自分の私有地に、私有地ですから、それはごみじゃありませんと言われたら例えばどうしようもなくなって、それが腐りかけて、鉄が土に帰るということはないかもしれませんが、いわゆる形

として崩れるまで行政として何も指導なり何なりできないものなのかどうか、その辺お聞きします。

- 環境政策課長（佐藤課長） 基本的に不法投棄というのは、廃掃法上定義がございまして、何ら理由なく、それから今後適切に処理する見込みもなく、単に放置しているということが不法投棄に該当するというふうに一般的に解されているようです。それが私有地であれば、例えば廃車を私は物置に使っているんだと、それでずっと突っ張れば、それで物置になります。ただし、それが1台や2台じゃなくて、かなりある場合は、これは今後指導が入ります。たとえ私有地であっても、例えばエアコンに使っているフロンですとか、そういうものがありますので、それを適切に処理しなければならないという指導、あくまでもこれは行政指導ですけれども、そういう指導が入ります。

それは私有地の場合ですけれども、今度は例えば他人の車両が人の土地、例えば町有地にあったとしますか。その場合、他人の車が自分のものではないというような、いわゆる証拠を全く消してしまったと。だれのものかわからないと。それが原形をほとんどとどめず、そして客観的に見て車として使用不可能だと、そういう場合は、その土地の持ち主が除去しなければなりません。したがって、町の町有地にそういうものがあつた場合には、公金で処理をせざるを得ません。これは先般、この法律の施行の際の説明会でそういう見解が出ていたものを、担当者が説明を受けてまいっております。

- 佐藤委員 わかりました。

皆さんご案内のとおり、厚岸町は厚岸湖、厚岸湾を抱えているわけですから、特に環境意識が高いといえますか、地方からもそういう声をお聞きします。そんな中で、ごみの不法投棄だとか、あるいは廃車が町から離れると野積みにされているとか、そういうものが目につきますと、何か他の町から評価されている部分と、町の中に住んでいる者は、そうはいうけれども、ごみが大量に不法投棄されたり、あるいは車が野積みになっていたというようなことでは、何かそこにギャップを感じるわけであります。

したがって、ありとあらゆる機会、あるいは広報でも結構ですし、防災無線なんかを使っても結構ですけれども、ありとあらゆる機会を使って、そういうごみの不法投棄、あるいはそういう廃車の問題についても町民にきちっと周知をして、そしてそういうことのないように常日ごろから周知の徹底を図っていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

- 環境政策課長（佐藤課長） ご案内のとおり、この自動車リサイクルにつきましては法律でございまして、あくまでも町といたしましては、この法律を守っていただくよう指導の立場しかございせん。かといって何もしないということではなく、先ほどおっしゃられたように、景観、それからいろいろなそういう車両の有害物質が漏れ出し、土壌汚染、ひいては水質汚濁等にならないように毎月パトロールも実施しているところでございますので、最低でもどこにどのようなものがあるかぐらいの要するに実態調査から始めて、それをどのように処理したらいいか、関係官庁ときちっと相談をして対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

4目ごみ処理費、ありませんか。

5目し尿処理費、ありませんか。

169ページをお開きください。

先へ進みます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、ありませんか。

2目農業振興費、ありませんか。

3目畜産業費、4目農道費、5目農地費、ありませんか。

先へ進みます。

181ページ、6目牧野管理費。

●南谷委員 6目牧野管理費についてお伺いいたします。

前年度計画費694万1,000円の増となっております。実績の関係を見たら、もっと大きくなっているんですね。この要因につきましてお伺いをさせていただきます。

●農政課長（西野課長） お答えいたします。

この増につきましては、預託牛の増加によります配合飼料等の、食べさせるものが多くなりますので、そういったものの飼料費、こういったものが主な増の要因となっております。

●南谷委員 そこでお尋ねするんですけれども、子牛を預かる量がふえる。大変本町の主産業でございます。大いに乳量の増産体制に貢献をしておるわけでございますが、牛でいいますと、例えば16年と比較してどのくらいの頭数というんですか、ふえるのか。それから、頭数がふえて何年後にどのくらいの乳量がふえていくのか、この辺お伺いをさせていただきます。

●農政課長（西野課長） 16年度の実績でまいりますと、夏と冬のそれぞれの頭数があるわけでありまして、16年の最終的な補正の段階での数字でございますが、夏については2,535頭、これが昨年のほぼ実績になろうかというふうに思っておりますが、その数字でございます。昨年の当初予算では2,400頭を見ております。今年の予算では2,500頭ですから、100頭の増加を夏においては見ているという数字でございます。それから、冬につきましては、1,100頭が昨年の当初でございます。今年度計上させていただいたのは1,190頭ですから、90頭の増加を当初予算で見込んでいるという、こういったことでございます。

これが農家へ帰りまして即牛乳生産に直結ということには理論上はなりますが、あく

までも農家の総体頭数がふえて、1頭当たりの牛乳の生産量が伸びなければ伸びないというのが仕組みでありまして、この町営牧場の預託というのは要するに農家の育成牛の飼育の手間を省くための施設でありますので、そのことからいいますと、これが即牛乳生産に直接結びついていくという原理にはならないというふうに思っております。

●南谷委員 数字的にはつかまえにくいんでしょうけれども、90頭なら90頭、計画上ふえると。そうすると、農家に行ってすぐはならないのかもしれないけれども、2年後なのか、1年後なのか、どのくらいの数量が、乳量が伸びていくのかなと非常に期待をしておったんですけれども、いずれにいたしましても、しっかりと管理をしていただいて、厚岸町の農家の皆さんの乳量の増大に寄与していただきたいと思います。

●農政課長（西野課長） 現在の町内の情勢でございますが、去年は牧草のできが、伸びはよかったんですが、栄養価が低かったという状況で、酪農生産自体は落ちております。その影響が今年度、平成17年度まで引き続いてまいりますので、これまでこの数年は前年度比百五、六%の伸びで増産を続けてきておりましたけれども、今年度の農協の予定では、大体102%前後で終わるのではないかというふうなことで予測をされているところでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●小澤委員 私も南谷委員の質問と関連するわけでありましてけれども、やはり牧野管理というのは我々酪農家にとっては非常に重要な施設である。やはり厚岸町に酪農のある限り、この牧野管理というものはしっかりやっていただきたい、これが私どもの願いであります。

それで、歳入のときにもちょっとお聞きしたんですけれども、平成16年度牧場の収支の見込みですね、借金は抜きにして二千数百万の黒字になる見込みである、そのような答弁をいただいたわけでありまして、しかし、これでよしとしてはいけないんですよ。ということは、預託牛がふえた、その分だけ放牧料が入ってきた。これも大きな要因だと思うんですが、やはり酪農というものを考えたときに、今がいいから、じゃ将来がいいか、その保証はないんですよ。そういう長い目で見なければいけない、これが非常に大事なんですね。

若牛を育てるということは、酪農の将来に向かっての非常に希望が持てる一番大事な部門なんですよ。若牛がいらないということは将来伸びがないと、極端に言えばそういう見方になるんですが、それでこの牧野の事業というものは非常に重要なんですね。

それで、年々ふえている。昨年度、今、南谷委員の質問に答弁しておられましたように、冬期の場合1,190頭、約1,200ですね、今年の計画。前年度は1,100頭。今この施設がほとんど満杯な状態であるのかなと思うんですが、どうでしょう。

やはり我々酪農家というのは、若牛というものは毎年更新していかなきゃならん。例

えば私ども太田地区でいいますと、大体3交代なんです。3年に一遍かわる、この繰り返なんです。1頭の牛がどれだけ子を産むまで使うかというと、太田の場合、平均して大体3産です。十勝方面でいいますと2.5頭、そのぐらいの割で更新していくんですね。

なぜそんなに早く更新しなければいけないかというと、乳質に影響してくるんです。即乳質に影響してくるんです。4産も5産もとってくると、確かに能力は出ます、量的には。ところが、だんだんおっぱいが大きくなって、歩くのもやっとぐらいになってくる。そうなってくると、足に摩擦されるものですから、自然と炎症を起こす、乳房炎になる。自然と乳質も悪くなる。消費者にいいものを提供すると、そういう意味からいきますと、やはり早く更新して若牛を使う、これが大事なんですね。

例えば、ちょっと余談になりますけれども、今、真竜で売られている牛乳、スーパーへ行きますと、根釧牛乳と十勝牛乳、それと雪印乳業、3つ並んでいます。いろいろパックの色が違います。青色、雪印ですね、赤色が十勝牛乳、それから赤いのが根釧牛乳なんです。これは釧路の工場で作っているんですけども、これが一番高いんです。だが売れる。その根釧牛乳はどこの牛乳が行っているのかといいますと、釧路の工場へ太田と幌呂、それともう一カ所、3カ所が入っているんです。それで、あそこの工場が操業しているんですね。あの工場の6割を太田農協が占めているんです。ということは、太田農協の牛乳というのは非常に乳質がいいということで高く評価をされているんですね。それするには、やはりいかに若牛を更新していくかということが大事なんです。それで、この町営牧場の管理、若牛の管理というものが非常に重要なんですね。

それで、今現在の施設、もう相当年数がたつておると思うんですけども、急に大雪が降ったからつぶれるような状態ではないと思うんですけども、そろそろもう修理あるいは建てかえということも考えていかなければいけないのかな、そのように思うんです。そのことについても、いかように考えておられるか。やはりそうなりますと、当然放牧料の見直しというものを考えていかなきゃならないのかな、そういう時期に来ているのでないのかなということも考えるわけです。そうしたときに、他管内のいろいろと公共牧場がありますけれども、そことの兼ね合い、いわゆる放牧料、厚岸町はほかと比較して高いのか安いのか、これらについても考え方をお聞かせいただきたい。

- 農政課長（西野課長） 町営牧場でございますが、本牧場につきましては昭和47年に建設をしまして、現在30年以上経過してきているわけですが、これらの施設については非常に老朽化が著しい状況にあります。大別の舎飼い施設については、これは鉄骨でございますので、まだもつと思いますけれども、壁だとか屋根、こういった部分が非常に腐食が進んできている状況であります。

私どももこれらの対応として、今後やはり補修をするのか、まるきり新しくするのかということも検討しているところでございますけれども、建てかえというふうになると、あれだけの大きな施設ですから補助を導入しなきゃならないという、導入しなければなかなかやれない状況であります。建てかえの補助事業というのはなかなかないわけでありまして、やはり補修をしていこうという、そういう方向性にあるわけであります。今後、数年の間にやはり大規模な補修が出てくるというふうに思っております。

また、現在、当初予算では1,190頭、冬期間の一日当たりの飼養でございますが、今まで最高入れまして1,300頭ほどの飼養が可能ではないかと、今までの実績からいえます。そういったことで、現状での酪農家の状況からいくと、この頭数が将来的にもっと農家の要望が高くなるかといいますと、そろそろ農家の頭数の増頭傾向もおさまってくるかなというふうにも思っております。これは一概に言えませんが、農家の牛舎等の施設の所有状況だとか、いろいろな要因にかかってくるわけでありまして、自分のところに置きながら育成していくと、それから町にお願いをするというのと、両方になってくるのではないかなというふうに思います。

現状では、厚岸町の預託料については低い方でございます。全道的には低い部類に入っているわけでありまして、おっしゃられるように、単年度の収支については、こういった形で黒字というふうな数字を示しておりますけれども、償還金が大体5,000万円程度、年間償還していかなければならない。そうしますと、2,500万円例えば黒でありましたら、2,500万円が赤字だということになりますので、やはり今後、預託料の改正ということは当面出てくるというふうに考えておるところでございます。

- 小澤委員　やはり資金返済、借金、資金返済を引いてみますと、多分に2,500万円くらいの赤字である。私ども個人でありますと、当然一番先にこれを考えなきゃならんですよ。資金返済というものを一番先に考えなきゃならんものですから、頭からもうすぐ赤字になってくる。だから、非常にそういう面では厳しい内容であるな、このように理解するわけです。

それで、前にも議論したことあるんですけども、今、太田農協で、農協独自でもって保育施設をつくりまして保育事業をやっています。非常に好評なんです。素晴らしいものができている。だが、そこから乳離れしたものが、やはり町営牧場で預かってくれる6カ月以上ですか、それまでの間、やはり私どもの農家個々の施設というものは、ほとんどの人がもう満杯なんです。だから預託している。そんなときに乳離れしたやつが帰ってくる。

いわゆるこれは町営牧場で、やはりこれは施設を伴うわけですから大変金かかる、そのとおりでありますけれども、若齢牛の預託というものも考えられないのかな。これにも当然施設が必要になってきます。そして、若い牛はどうしても事故率が多い。6カ月以上にならないと共済組合は引き受けてくれん。保険には入っていないわけですよ。そういうことも考えるから、その分だけ当然牛にかけていかなきゃならん。見なければいけないわけですよ。これは我々生産者も十分承知の上なんですけれども、そうした若齢牛の預託というものは考えていないのかどうなのか、これもちょっとあわせまして。

それと、やはり今、牛乳は生産もちょっと前年度並みで、横ばい状態なんです。それと比例して牛の頭数もどうかな。ちょっと我々、数字はつかんでいないからわからないんですけども、大体農協では営農計画も終わったわけですから、その時点で若牛がどれだけいるかということは、農協は全体的に町内に若牛はどれだけいるかということは、つかんでいると思うんです。そして、やはりそういうものをつかんだ数字を基礎に今年度の見込み、そういうことで今年度のこの予算に反映してきているのではないかなと、こう思うんですけれども、今、町内で若牛、やはり本年、町営牧場に預託する牛、

大まかな数字で結構ですから。50、30なんてそういう数字でなく、100頭単位で結構ですから、大まかな数字でいけばどのくらいいるものか、もしかつかんでいたならばお知らせいただきたい。

●農政課長（西野課長） お答えいたします。

若齢牛ということでお話がありましたが、生まれたばかりの牛の扱いについては非常に難しいということもありまして、農協として生まれてから、ゼロカ月から8カ月までの預託施設として片無去に保育施設を持っているわけでありまして。それで、引き続きその後を、町営牧場に入るまでのその間を何とか施設をつくってもらえないものかというような要望は、昨年来よりいただいているところでございます。

私どもも、やはりこの中間の若齢の牛についても一貫した形で育成をしていくということは大事なことでございまして、今年度この予算にも計上させていただいておりますけれども、山村振興の事業で、地域連帯推進事業という形で、この保育施設、それから将来建設を計画している若齢牛預託施設、それから町営牧場の育成施設、こういった施設をどう連携させて農業生産につなげていくかということで、今年度関係機関、農協、町、それから共済、農業共済組合、そして農業改良普及センター、こういったメンバーで、ただいま申し上げましたような育成の全般について効率的なシステムを確立しようということで検討事業を進めていこうということで計画をさせていただいております。

この若齢牛については、一応計画では平成18年ころに建設をしたいということで現在検討しているところでございまして、中身としては、現在農協が8カ月まで預託をしているものを、4カ月から町営牧場に入る6カ月までの間、2カ月ですね、それを若齢牛として別途施設で育成を図ろうという、そういった計画を現在持っているところでございます。

それから、町営牧場に入るべき乳牛の頭数でございますが、現在、町内の牛の総頭数でございますが、1万二、三千頭になるわけでありまして、そのうちの大体8,000頭が親でありますので、残りの4,000頭、5,000頭が育成対象牛というふうになろうかというふうに思っております。

ただ、それがすべて町営牧場に入るかということ、先ほども申し上げましたけれども、農家の考え方もございまして、農家の施設の問題もありますから、現在の頭数、一日当たり1,300頭くらいの牛にとどまっているというところでございます。農家としても、やはり町に預託をすることによって現金が出ていくということもございまして、やはり経営収支の関係を勘案しながら町に預託をしていくという、そういった実態になっているところでございます。

●小澤委員 今、課長の答弁で、平成18年度に向けて非常に前向きに取り組んでいる。非常にありがたいことだなと思っています。大いにそういうことも加味しながら前向きに対応していただきたい、このように思います。

それで、若齢牛についても、やはりそういうことに前向きな取り組みがあるということで意を強くしているところでありますけれども、そこで現在の施設、冬期の場合です

ね、今、満杯な状態。過去に1,300でしたか、1,300収容した、そうした経過があるというふうなお話でありましたけれども、今、約1,200。そうしたら、まだ余裕はある、そう見ていいわけですね。

そういうことから、やはり私どものいわゆる牛の頭数というのは決して減っていないはずなんです。農家は減っているけれども牛の頭数は減っていない、このように理解しておるわけなんですけれども、やはり今、厚岸町内、太田農協の生産高というのは6万トンを超えていますね。そうしたときに、昨年までは前年度比五、六%ずつ右肩上がりできたんですが、最近はちょっと足踏みしたような状態だったんですけれども、その影響が今年どう出てくるかわからないんだけれども、今の状況をちょっと考えてみますときに、やはりこれはまた戻るんじゃないかな、今までどおり期待できるんじゃないかというふうな、いろいろと若い人の話を聞いてみると、そのような感触を受けておるんですよ。そうしたときに、やはり町営牧場としてもひとつ必ずとは言いませんけれども預託牛はふえる、そのように見ておるわけなんですけれども、今後一層前向きに取り組んでいただきたい、このように思います。そのことをひとつ最後に質問を終わりたいと思います。

- 農政課長（西野課長） 町営牧場の経営については、今のところ安定をしていると言えるのではないかなというふうに思います。しかしながら、今後施設の老朽化、さらには牧草地の更新、これはほぼ永続的に出てくるわけでありまして、常に投資をしていかなきゃならないという状況であります。それに加えて、新たな試みとして若齢牛を扱う方向にあるといったことがあるわけでありまして、やはりこれにはすべてお金がかかるということでございますので、今後、近々料金の改正、値上げという形のものも当然出てくるかというふうに思っておりますので、そのときについては農家の皆さん方にご理解をいただいて、適正な料金が設定されるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（室崎委員） よろしいですか。

- 小澤委員 はい。

- 松岡委員 この牧場ですが、相当昔に質問したことがあるんですけども、牧場使用料ですか、入牧料ですね、これが本年度の予算で1億9,944万1,000円と、そして管理費に1億3,110万8,000円と、残が6,833万3,000円あるわけですが、大体この牧場の人件費は一体どのくらいかかっているんですか。

それから、起債は対象にならないと思うんですが、起債の償還は年にどのくらいになっているんでしょうか。

- 農政課長（西野課長） 人件費でございますが、職員の給与費でございますが、本年度5,400万円程度予定をしております。

それから、起債の償還額でございますが、これは年によって変動があるわけでありましてけれども、大体5,000万円程度償還をしている状況でございます。

- 松岡委員　そうすると、あれですね、人件費と牧野管理費、これを足しても大体1億9,900万円、チョンチョンぐらいにということですね。そして、つくったときの借金は一般財源から払っていかなきゃならんと、こういうことなんですけれども、やはり町自体も財政の厳しい折なんです。水産にしてもそうですが、農業にしてもそうだと思うんですけれども、ある程度牧場料の見直しを考えたらどうなんですか。お互いに農民も漁民も一般町民も、みんな痛みを分け合うという町長の考え方ですから、やはりそのためにも痛みを分け合っていく。

ちなみに、水産の関係で、カキ種苗センターにおける収支はどうなんですか。大まかでいいんですけれども、今みたいな計算でいったらやっぱりチョンチョンぐらいにいつているんですか、起債は別にして。そういうところから計算して、やっぱり料金の見直しもある程度考えていくべきと思いますが、町長どう思いますか。

- 農政課長（西野課長）　牧場の収支につきましては、平成17年度、今回の当初予算におきましては、大体2,000万円程度の黒字を予定しております。償還金抜きです。

それで……

（「人件費も入れて」の声あり）

- 農政課長（西野課長）　歳入につきましては2億400万円、それから人件費を入れた歳出につきましては1億8,500万円で、新年度予算として計上させていただいております。差し引き約1,950万円という部分が黒字に当初から計上させていただいております。

質問者がおっしゃられているのは、使用料だけおっしゃられましたけれども、そのほかに捕獲料だとか、人工のときの捕獲料です、こういった手数料が500万円ほどこれにプラスになるかと思います。それで歳入が合計2億400万円と、こういったことになります。

- 松岡委員　何年か前にこの問題を聞いたことがあるんですよ。そのときに、いわゆる牧場の使用料ですか、これは全道含めて農協が経営している牧場と比較してもずっと安いし、また町営の牧場としても厚岸町が一番安いんだという話を聞いたわけですよ。ですから、確かに産業振興も大事ですけども、ある程度の負担はやっぱり見てもらってもいいんでないですか。農民の方がいて、まことに言いづらいんですけども。だけれども、やはり厚岸町の今の財政を考えた場合、やっぱり見直しをすべきだと思います。

6年前か7年前に聞いたときからいけば、今、情勢がどう変わったかわからんですけども、あのままであれば公営の牧場としては厚岸町が一番安いという話であったわけですが、それらも見直しをする必要があると思いますが、いかがですか。

- 農政課長（西野課長）　牧場の料金でございますが、全道に公共牧場、農協営、それか

ら公社営等も含めまして約60ほどございます。その中で、それぞれの料金の設定の状況が異なっておりますけれども、ほぼ厚岸町と同じ程度の牧場もございますけれども、厚岸町内は一番低いランクに属しているわけでありまして、先ほどから申し上げましたとおり、この収支のほかに償還金が5,000万円あると、そういったことを考慮いたしますと、現状、財政状況等も踏まえた中では、やはり近々値上げということは必要になってこようかというふうに思っております。

- 松岡委員　そうすると、あれですね、近いうちに使用料の見直しはするというふうな答弁として受け取っていいわけですね。

私は牧場だけのことを言っているのではないし、水産関係の施設の中でもそういったこともやっぱり見直していく必要があるのではないかなと思うんです。何か町民にだけ、一般町民の、何というか、仕事をしていない、していないというか、一般の町民ですね、農民や漁民でなく、その人たちには痛みを分け合おう、分け合おうと言っているように思いますが、こういった牧場だとか、種苗センターだとか、こういった事業をやっているところにおいて痛みを分け合っているように思えないわけですね。それもやっぱり痛みを分け合ってもらべきだと、こういうふうに思うわけですが、お考えをお聞きたいと思います。

- 町長（若狭町長）　お答えをさせていただきます。

町の施設すべてを見直すべき時期に来ているんじゃないかなということでもあります。財政厳しい折で、町民にご負担をするだけじゃなくて、そういう施設等も見直すべきだということかと思えます。その意を踏まえて答弁をさせていただきたいと思いますが、残念なことに厚岸町のそれぞれの施設、赤字なのであります。ただ、償還金を抜かした町営牧場だけは、お話ありましてとおり黒字なのであります。しかしながら、今いろいろと議論がありましたとおり、今日の町営牧場についても使用料の見直しの時期に来ているのではなかろうかと。担当課長から答弁があったとおりであります。

時期がいつかということについては、この場においてはお答えすることはできませんけれども、検討の時期に来ているというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 松岡委員　答弁に期待をして、やめます。

- 委員長（室崎委員）　6目牧野管理費、他にございますか。

- 中屋委員　確認のために1点お聞きいたします。

賃金の臨時職員の賃金、16年度の当初から見ると304万5,000円増になっているんですが、この人員の配置をお聞きしたいと思えます。

- 農政課長（西野課長）　お答えいたします。

作業員、現在10人ほどおるわけでありまして、この預託牛の頭数増等がございますし、

いろいろな面でもう一名足りないということで、1名の増で計上をさせていただいているというところでございます。

●中屋委員 16年度の当初の説明では、8カ月雇用というんですか、それが10名と言っていましたね。その8カ月雇用の中に1名を加えるということですか。

●農政課長（西野課長） 平成16年におきましては、当初予算でこの12カ月雇用ですか、これが8名になっておりまして、今年度12カ月雇用が9名というふうにしております。ですから、12カ月、1年分が1人増という計算になっております。

●中屋委員 それじゃ、8カ月の10人というのは変わらないんですね。

●農政課長（西野課長） 昨年は12カ月が8名であります。そのほかに事務職員1人、これは別に10カ月雇用がおりますけれども、昨年は8名でございます。それが今年度9名ということになっております。

●中屋委員 それじゃ、8カ月雇用の人は、10名というのはいらないんですか。そのまま維持して10名使うということですか。

●農政課長（西野課長） 8カ月雇用という、そういった雇っている方は現在、昨年もありません。

●中屋委員 雇用というのは、聞き違いかな、8カ月の民間委託雇用というのかな、そういうのが10名いると聞いていたんですけれども、僕の勘違いですかね。

●農政課長（西野課長） この牧場の作業員については、この場でのこういった議論はした経過はございません。ですから、8名と言ったことはないというふうに考えております。8カ月です、すみません。

●中屋委員 聞き間違いだったら改めておわびいたしますが、昨年度、池田議員が質問した中でもって8カ月雇用、これ民間委託なのかどうかかわからないんですけれども、10名という数字たしか言われたと思うんですよね。私の聞き間違いかな。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時46分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

●農政課長（西野課長） お答えいたします。

先ほど来、12カ月という表現をしておりましたけれども、1年以内というふうに訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、8カ月の雇用は、昨年も今年もございません。

以上でございます。

●中屋委員 いいです、わかりました。大変失礼しました。

●委員長（室崎委員） いいですか。

6目牧野管理費、他にございますか。

ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

7目農業施設費、ありませんか。

8目農業水道費、189ページ。

●田宮委員 担当課へ行って聞けばわかるような質問でありますけれども、水道課の農業用水道の施設の中に家庭用水道水毎日検査委託料があるんですね。これは毎日検査しているということですか。

●水道課長（松澤課長） 毎日検査の件につきましてお答えいたします。

家庭用水道につきましては、水道法によりまして末端蛇口、要するに最後、皆さん各ご家庭が末端蛇口ということになりますけれども、その末端蛇口の水道水の色と濁りと、それから消毒の残留、これについて毎日が義務づけられております。

それで、従来、当然上水道の部分ではやられてはきているんですけれども、いわゆる水道法の適用されない農業用水道についても、これは法適用ではありませんけれども、現実問題として、農業用水道といえども、農家の方々が飲んでいるということを考えたときに、当然これはやらなくてはならないだろうということで、新年度から毎日検査をやっていこうと。ただいま申し上げました、簡単なんですけれども、試験のこういう、ビーカーじゃないですけれども、そういうものに入れて色を見る、それから濁りぐあいを見る、目視ですけれども、それと残留塩素の関係は、簡単な試薬がございまして、素人でもできる色を入れて見て、色の変色状況を見て大丈夫だと、新たにそれを毎日やっていこうと、そのための、その試薬等を買うために要する。

それで、農業用水道、各それぞれありますけれども、町の公共施設のあるところについては、例えば太田でいいますと学校等ありますので、学校にお願いしてやるだとか、それから例えばトライベツ等、学校等公共施設ないものですから、個人の方をお願いすると。これに係る経費を委託料として今回5万5,000円計上させていただいたというこ

とになります。

●田宮委員 飲んでいる人をお願いして検査してもらうんですか。飲んでいる人が自分で検査するの、委託料をもらって。何だかおかしいな。いつからそんなこと始めたんですか。

●水道課長（松澤課長） 先ほど申し上げましたように、農業用水道につきましては17年度から新たに検査をしていこうということでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

●田宮委員 法的な根拠があってやるということですか、今の答弁は。

●水道課長（松澤課長） 農業用水道ですから、法的根拠はございません。ただ、上水道と同様に、農家の方々も農業用水道を飲んでいます。そうすると、法的な義務はございませんけれども、それに準じた検査をして安全を確保していこうということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●田宮委員 あなた変な答弁するから、こっちも変になっちゃった。法的な根拠はないけれども、農業用水道を飲んでいるので、もともと飲料用の水道ではないから、それで何かあったときに困るので検査をしてもらおうと。その検査は本人がやるんですね。どういうふうにして確認するんですか。農業用水道を飲み水にしている人、一人一人が毎日検査しているかどうかというのは、どうやって確認するんですか。

●水道課長（松澤課長） 答弁の仕方が悪くて大変申しわけございません。

全家庭をお願いするということではございません。その農業用水道エリアの方1カ所、1軒ですか、の方をお願いすると。ですから、例えば片無去でいいますと学校にお願いしたいと今考えておりますけれども、そういう1カ所。それから、トライベツのように公共施設等ないところについては、地域の方だれかにお願いして、1人をお願いしてやってもらおうと、お願いするという。地域に1戸といいますか、1軒といいますか、そういう形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●田宮委員 結局地域の人だれかに、甲なら甲という人をお願いをして検査をしてもらおうと、こういうことなんですね。どういう方法で検査するんですか。その結果はどうやって確認しているんですか。

●水道課長（松澤課長） 検査の方法ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、検査については簡単な水道水の色、濁り、それから残留塩素、消毒の残留についてですけれども、色と濁りにつきましては、透明の容器に蛇口から水を入れてもらって、それで、先ほども言いましたけれども、あくまでも目視です。濁りがあるかどうかですね。それから、消毒の残留につきましては、検査試薬という簡単なものが、これはよく学校

等でも理科かなんかの実験等でやったりすると思うんですけども、そういう簡単なものがありまして、それを水に浸して色の変化を見て確認してもらうと。

それで、その結果なんですけれども、もちろん異常があれば、すぐに私どもの方に連絡をいただくことになりますけれども、毎日、日報のようなものをつけてもらうというような形になろうかと思います。

●田宮委員 そうすると、その検査結果については記録されて、あなたの方で確認するわけですか。

●水道課長（松澤課長） 今おっしゃったとおり、毎日つけてもらって、月に1回報告を受けると。ただ、それは何ともない、水質に異常がなければ毎月1回の報告で、私どもその確認、確認というよりも、受けますけれども、もし水を蛇口から取った時点で、これはいつもと例えば違うぞと、ちょっといつもより濁りがあるぞという場合には、当然即座に私どもに連絡を電話等でいただいて、そして水質に関するいろいろな対処をそこからスタートさせていかなければならないということになります。

●田宮委員 おたくの方では検査しないんですか。信用してもらえないんだ。あなた方が検査するだけでは済まないの。

●水道課長（松澤課長） この検査は、これにも、予算書にも書いてありますけれども、毎日検査ということになります。それで、毎日ということですから、仮にその検査を業者に例えば委託して行うということも考えられますけれども、その場合、町内、主にはほとんど農業用水道ですから郡部になりますけれども、それを毎日検査して、どこかの家庭から水をいただいて自分たちで例えば検査するということになると、私ども今回これをやるに当たって、委託した場合にどの程度かかるのかということで積算しましたけれども、おおむね300万円ぐらいかかるということになりますので、各地域の公共的団体あるいは個人の方に委託をお願いしたいということでございます。

●田宮委員 わかった。いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

休憩いたします。3時休みということで、再開は3時半から。

午後2時58分休憩

午後3時30分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

8目農業水道費です。8目農業水道費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

9 目堆肥センター費、ございませんか。

2 項林業費、1 目林業総務費。

- 谷口委員 林業一般の負担金なんですけれども、釧路根室流域森林・林業活性化センターというの、これは前にも聞いているかもしれないんですが、これはどういうことをやるもので、どこにあるんですか。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 3 時32分休憩

午後 3 時35分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

- 環境政策課長（佐藤課長） 貴重なお時間おとりしまして、申しわけございません。

釧路根室流域森林・林業活性化センターの目的でございます。この活性化センターは、この流域内、釧路根室流域内の森林整備、林業事業体の再編・体質強化、事業量等の調整を図りながら、釧路根室地域内の森林・林業生産活動の活性化を図ることを目的とするとして設立されているものでございます。

主な活動内容につきましては、流域森林・林業活性化のための協議会の設置・運営、これは協議会の運営の意味です。それから、流域林業活性化基本方針の策定、流域森林・林業活性化実施計画の策定、流域林業システムの形成対策、主な事業はこのようになってございます。その負担金が均等割 2 万円、それから林野面積等々の一定の比率によりまして 2 万 3,000 円で、合計の 4 万 3,000 円ということになっているところでございます。

- 谷口委員 林業活性化センターというのと協議会というのは、どういうものなんですか。今、何か言われましたけれども。

- 環境政策課長（佐藤課長） 名称は、釧路根室流域森林・林業活性化センターという名称でございます。事務局は釧路支庁、それで幹事が釧路市役所にあるところでございます。

- 谷口委員 そうすると、これは釧路支庁が何というか、まとめ役みたいになって、釧路・根室管内というか、その域をまとめ上げて、その事務局は釧路市がやっているということですか。そういうことなんですか。

●環境政策課長（佐藤課長） 活性化センターということでもありますけれども、そのいわゆる配下に協議会というものをつくるという規約になってございまして、活性化センターが親とすると、その部会というか、そういう組織が活性化協議会ということになっております。

●谷口委員 何か話聞いていれば、だんだんわからなくなるんだけれども、要するに何か屋上屋を重ねていろいろな名称の団体や協議会をつくって、目的、やろうとしていることは非常にいいことなんだということだから、理解して各町村それぞれ均等割と面積割みたいので負担をしてほしいということですね、親と子だとかといええ。

だけれども、今行政改革が求められている中で、そういうふうになると、もっと効率のいいやり方というのはないのかなというふうに思うんですが、どうなんですか。

●環境政策課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、活性化センターの構成員でございすけれども、これは釧路・根室管内の市町村でございす。それで、その下になります協議会でございすけれども、これが市町村を含む北海道の釧路森づくりセンター等々、それから民間の、例えば厚岸町でいいますと厚岸木材ですとか、厚浜木材、それぞれの事業体も構成員として入っております、要するに森林・林業活性化をどのように今後この釧路地域の発展を図っていくかという目的をもって構成されてございまして、活動している内容でございす。

その内容につきましては、私もこの会議に幹事として出席したことがありますけれども、やはり近年の要するに林産業の低迷ですとか、そういうものをどのように打破していくかというようなことを、釧路のそれぞれの利害関係者等を含めまして協議して、今後の対策等を立てながらいろいろなお話し合いをして、主要な施策を講じていくという組織でございす。

●谷口委員 そうすると、ここに負担金で、さらに上に北海道造林協会だとか、北海道林道協会釧路支部だとか、北海道市町村林野振興対策協議会だとかと、北海道森と緑の会とありますけれども、これらとは全く関係のないものなんですか。それとも、どこかと上部、下部の関係があるものなんですか。その辺はどうなんですか。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

基本的には関係がございません。北海道治山協会釧路地方協会につきましては、北海道治山協会というのが札幌市の方に本部がございす。それから、林道協会につきましても、札幌市の方に本部がありまして、これは釧路管内の支部でございす。それから、北海道造林協会につきましても、本部が札幌市にございまして、これは釧路支部の負担金でございす。それから、市町村林野振興対策協議会、これにつきましても先ほどの活性化センターとは全く違う組織でございす。同じく北海道森と緑の会につきましても、同じ状況でございす。

●谷口委員 考えてみれば、だけれども、これよく見てみると、造林だとか、林道だとか、林野振興だとか、森と緑だとかというのをよく見てみれば、事業はそんなに違うものなんでしょうか、これ。もう少し効率よくやってもいいものでないですか。何か集まった人は結果的にいつも同じような人が集まって、金太郎あめみたいなことになっていないのかどうか、その辺ではどうなんですか。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

近年の各地方公共団体の財政難を反映いたしまして、北海道治山協会と、それから北海道林道協会、これは本部におきまして16年度末をもって合併をすることになってございます。したがって、本部に倣いまして釧路支部も合併をするという手続を今とっている最中ございまして、片や治山協会につきましては社団法人ですが、林道協会につきましては任意団体でございますけれども、それらは本部の方で所要の手続をとって合併をする手はずになっておりまして、それに支部が見習う格好で合併をするということで、正式には6月1日から合併して、名称が治山・林道協会ということになって、支部は同じく治山・林道協会釧路支部という形になります。

合併することによりまして、例えば事務局が2つあったものが1つになるということで、経費節減等を含めましてそういう動きがありまして、この関係につきましては、現在、林道協会の釧路支部は若狭町長が会長になってございますが、今後、治山協会との合併におきましては、3月末までに釧路支部の要するに合併後の会長を選定し、4月、5月の暫定予算の後の6月から正式に支部として成立するという運びになってございます。

●谷口委員 そういう方向を進めながら、こういう時期でありますから、やはりこういう団体が結果的にたくさんあって、そこへ全部負担金を納めていかなければならないというのは財政的にも大変なことではないのかなというふうに思いますので、今後そういうことでは進めていってほしいなというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ただいま担当課長からお話いたしましたとおり、それぞれの団体、目的が違います。一部には森林・林業の振興、さらにはまた林道、治山のように事業の振興という、それぞれの趣旨、目的が違います。しかしながら、今日、今ご指摘がございましたとおり、町負担というものがあるわけありますので、その点、林業については、もう事業がほとんどなくなってきたという時代を迎えておると。しかし一方、治山は、特に厚岸町は奔渡を中心としてそれぞれの事業が推進をされ、なお一層、厚岸町全般からいいましても、山崩れ等を防止するために、住みよいまちづくりをするために、治山工事というのは必要に相なっておる状況にございます。

ですから、それぞれの目的があったわけあります、目的を達成した団体もある。しかしながら、これから将来を考えるならば、合併等において統合の中でその事業を推進していくべきでもなかろうかといういろいろなご意見があるわけありますので、ただいまご指摘のございましたとおり、それぞれの趣旨、目的があるわけあります、

町財政の中での負担が少なくなるように町としても考えていかなければならない、これは当然のことであると思っております。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。
他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。
193ページ、2目林業振興費、ありませんか。

●谷口委員 奔渡地区の小規模治山事業ですけれども、今年も1,000万円ですか、事業費は974万円というふうに予算化されているんですけども、今、厚岸道立公園の国定公園化を目指しているというふうになっているんですけども、私この治山だとかを否定するわけではないんですけども、ちょっと厚岸町にとってどうなのかなと思うのは、この治山事業がどんどん今、奔渡で進められていますよね、オソナイ山を中心に。そうすると、あの景観というか、厚岸町の景観が随分この事業をやることによって変わってきたのではないのかなというふうに思うんですよ。毎日見ているから、ある意味ではそう感じないんですけども、結果的に奔渡の一丁目を中心としたあの一帯は、ある意味では厚岸町の景観の一つではなかったのかなというふうに思うんですけども、その辺を配慮した治山のあり方というものも考えていかないとだめではないのかなというふうに思うんですけども、何かきっとこのままいけば、あの山にすっぽり鉢巻きをしたような感じになってしまって、以前の厚岸町とは全然違うなというふうになってしまわないのかなのかどうか非常に危惧するんですが、いかがでしょうか。

●環境政策課長（佐藤課長） 国定公園化のお話でございますけれども、まず国定公園化以前に、治山事業について若干ちょっと説明させていただきたいと思えます。

厚岸町は、どの地域をとっても地すべり地域というように言われているようでございます。施工箇所もかなりに及んでおります。なおかつ、かなりの昔から施工されてきておりまして、既に過去にやられたところの再度の施工をしなければならない地域もあるようでございます。

治山事業につきましては、ご案内のとおり、やはりその地域に住む人たちの安全が第一でございます。したがって、国定公園化とはまた別に、これは当然施工し、安全を確保すべきものというふうに理解しております。そういう意味におきまして、この国定公園化がこの治山事業によりましてどういう制約があるか、これは詳しくは承知してございませんが、今おっしゃられたように、鉢巻き状態というような表現でございますけれども、今の国定公園化につきましては、景観、それから例えばそこに生息する生態系等々のことから指定されるというふうにお聞きしております。したがって、単

に景観ばかりではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

- 谷口委員 最後の言葉はちょっと何かいただけないなというふうに思うんですけど、私は地域住民の安全だとか、そういうことはやっぱりきちんと守っていかなくちゃならないと思うんですよ。

それで、私は、国定公園のことはただちょっと言いましたけれども、それが目的で言ったわけではありません。例えば厚岸町の景観として、やはりこういう角度から見たら厚岸町というのはこういうんですよと、そして自然も守っているし、いろいろなことをやっていますよというのが厚岸町のある意味では売りではないのかなというふうに思うんです。ですから、そういう中での治山というのは、やっぱり相当考えながら進めていかなければまずいのではないですかということを行っているんですよ。

できるだけやはり厚岸町の特徴ある自然や景観や、そういうものを残しながらも、こういうふうにやれば、それが残っていくと。それが、もう無理無理やってしまえば、結果的に厚岸町のもともとの景観が失われてしまえば、やはり観光だとかそういう面からいっても、いろいろな面で損なわれる面が大きいのではないか。その辺を工夫した治山事業を考えていただけないのかということ私は伺っているわけです。

- 環境政策課長（佐藤課長） 大変早合点な解釈をし、的を射ていない答弁をいたしまして、失礼いたしました。

その治山事業につきましては、最近、例えば一昔前でありますと、すべてコンクリートで施工されていたという時代もございました。擁壁等につきましても、ご存じのとおりコンクリートで固めております。それで、山を守るという、保安林を守るということで、地すべりというか、崩れないようにする場合に、最近では植生土のうですとか、そういう工法的にもより自然に近い方法の工法をとってやられている事業もございます。

そういう意味からして、町内で行われる、そういう特に人の目につくような景観に影響を与えるような施設、箇所につきましては、特に町の発注の場合には、当然町の考え方で補助の基準に合った設計等ができると思いますけれども、道営の場合については、十分事業者、事業主体と協議をしながら、できるだけそういう自然景観に配慮した施工方法がとれるものであれば、とっていただきたい旨調整をとりながら進めていきたいと、このように考えております。

- 谷口委員 そうすると、道の方の事業については、そういう要望をしていただけるといいうふうに理解していいんですか。

- 環境政策課長（佐藤課長） 要望はいたします。ただし、それが必ずしも要望どおりでできるかどうかという返事につきましては、これはその要望した時点でいろいろな協議がなされると思います。簡単に申し上げますと、例えば景観に配慮した植生土のう等であった場合に、これでは全然効果がありませんと、したがって、例えば鉄さくでやらなければならないとか、そういうことがあるかもしれませんが、それらにつきましては、その箇所箇所によってできる限り町の考え方を伝え、配慮していただけるようお願い

していきたいと、このように考えております。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。
ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。
3目造林事業費、ございませんか。

●松岡委員 当初予算書を見ますと林業土木工事費というのが随分あるんですけども、これ箇所とかもう少し詳しく説明が欲しいんですけども、どこをどうやってどういうふうにするのか。土木工事ですから道路か何かつくるんでしょうね、これね。ここをもう少し詳しく説明してください。

●行財政課長（斉藤課長） これは予算書の表現の仕方も含めてご答弁申し上げますけれども、林業土木というのは工事請負費の中の表現でございます。それで、予算の資料の中に実は別につくっておりまして、内訳としては造林事業もしくは公的森林整備事業の、21ページでございますけれども、この中に事業の内訳というのが書かれておりますので、これでご理解を願えればなと。こういうことをやるんですよということを一応書いてありますので、予算書の中にはこういう表現で1項目しか出しておりませんけれども、過去においての予算書は実は植林だとかそういうことを書いた経過がございます。しかしながら、事務事業別予算になりまして、工事請負費についての1項目であらわすで、資料で見ただけならばなというふうに思いますので、まことに申しわけございませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

●松岡委員 今までの予算書の書き方からいったら、こんな林業土木工事費なんて出てなかったんですね。造林は造林でもってちゃんと、そして、説明資料にも何ヘクタールとか何本とかと、そういう親切にあれしてあったんですね。

（発言する者あり）

●松岡委員 ここに書いてある、5ヘクタールだということはわかるんですけども、そうしたら、これからあれですか、造林事業は、植林やるのは全部林業土木ということになるんですか。これやっぱり説明するときにはちゃんと説明してもらわなかったら、さっぱりわからないわ、これ。

●行財政課長（斉藤課長） 工事請負費の細説明ということで、この予算書の中に一つの

パッケージがございまして、林業土木工事費、いわゆる工事請負費の中の林業土木工事費ということで表現させていただいています。もしくは、そのほかの部分でいいますと、改修補修工事費だとか、もしくは建設改良的な名前であれば、そういう名前で表示をさせていただいておりますけれども、そのために実は予算資料ということで明確にさせていただいているということでございますので、この林業土木工事費という名前について、林業関係の工事についてそういう名称、建設的改良についてはそういう名前を使っているんですけれども、この表現については、そういう中で統一した中で予算書としては細節を設定をさせていただいている。ですから、資料をお出ししているということでご理解を願えればなと。

なお、この名前について、表現の仕方について適切でないのではないかという今ご指摘もありましたけれども、これについてはちょっと、今までこの予算書、事務事業別予算を編成してからこの名前を使ってございます。さらに、その名前が適切かどうかということについては、今後の予算編成の中の予算書のつくりの中で検討してまいりますけれども、今まで踏襲してきた名前を使っているということでご理解願いたい。こういうことですから、逆に言うと資料の中で内訳を建設事業、投資的事業についてはさせていただいているということでございます。まことに申しわけなく思っていますけれども、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

- 松岡委員 課長、こっち側を見たって、これが林業土木なんて思いませんよ、この説明書でだれも。やっぱり予算説明のときに、これから造林事業はこうやって林業土木としてやるんですということを言ってくれば、そうやって見るけれども、それでなかったら、そういうふうに見ないでしょう、これ。何ぼ一体やるのか、造林どこに載っているんだって、こう思いますよね。今までこんな林業土木工事費なんていうの初めてですよ。

(「前から」の声あり)

- 委員長(室崎委員) 休憩します。

午後 4 時04分休憩

午後 4 時08分再開

- 委員長(室崎委員) 再開します。
造林事業費、よろしいですか。
他にございますか。

(な し)

- 委員長(室崎委員) なければ先に進みます。

4 目林業施設費、ございませんか。

5 目特養林産振興費。

- 南谷委員 5 目特養林産振興費についてお尋ねをさせていただきます。

きのこ菌床センターについてでございますが、今では本当にキノコの生産、厚岸町の産業の一翼を担う状況に至っておると。本当にますますの拡大を願うものでございますが、平成17年の計画の中でも、歳入でこのきのこ菌床センターで生産物売払収入が1,653万7,000円計上されておりました。

このセンターで使われます燃料費について伺います。689万8,000円計上されておりますが、灯油の消費量、そして1リットル当たりの仕入れ単価が幾らになっているのかお伺いいたします。

- 農政課長（西野課長） 菌床センターの灯油代でございますが、今年度、総数量12万7,000リッターで、消費税を含めた単価が51円45銭で計上をさせていただいております。

- 南谷委員 灯油代なんでございますけれども、きのこ菌床センター経費のうちの多くを占めるわけでございますけれども、51円45銭、この価格、灯油代、油代が非常に高騰しておるんですけれども、私どもが調査している単価と若干高いという判断をしているんですけれども、少なくとも町でこれだけ大量に一括で購入しているわけでございますから、菌床の販売代金に影響し、生産者に直接影響を及ぼすわけでございますから、やはり経費の削減と言っておるわけでございますけれども、この辺の仕入れに対する考え方につきましてお伺いをさせていただきます。

- 農政課長（西野課長） この灯油代につきましては、昨年は役場の中の庁内の共同購入から外れまして、菌床センター単独で交渉をしております、共同購入の方は消費税を含まないでリッター当たり58円で昨年はなっておりますけれども、菌床センターは、これは太田農協さんと協議をして53円にさせていただいてきたわけでありましたが、今年度の単価につきましては、役場の中の共同購入と同じ49円ということで予算を計上させていただきます。

しかしながら、大量に使う施設でございますので、今後センター単独で業者と交渉して、少しでも下げる方向で購入をしていきたいというふうに考えております。

- 南谷委員 ぜひ、直接生産に結びつく経費の関係でございますから、今後も灯油代、油代というのは非常に価格変動するものだと思っております。ですから、やっぱり年初に契約すると、市場価格が非常に乱高下するわけでございますから、その辺の難しさもあると思うんですけれども、農協の組合員の皆さんよりも町で仕入れている単価の方が高くなってしまつては、やはりキノコ生産者の皆さんにすると、なかなか納得できなくなっちゃうのではないのかなと。その辺十分配慮されて、ひとつ産業の振興にますますキノコ生産者の生産意欲に結びつけるような菌床センターの努力を望むものでございます。

●農政課長（西野課長） 灯油に限らず、いろいろな資材費の単価が直接菌床の単価にはね返ってくるわけですので、私どもセンター運営上、生産者に対してできるだけ安価な菌床を供給するという意味合いから、特にこういった大量に使う灯油につきましても交渉を重ね、できるだけ安い単価で購入をするように取り進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●松岡委員 この菌床センターの運営ですけれども、売り上げが菌床並びにシイタケを合わせて6,544万9,000円です。そして、経費が6,050万円かかるわけですが、これは臨時職員の賃金が入っていますけれども、正職員の給料はこの中に含まれていませんから。そして、純利益が494万9,000円しかないんですよ。これじゃ余りにも、何ぼ公共事業といえども利益が少な過ぎるのではないですか。1割になっていないですよ、これだけの仕事をして。これをどう考えますか。

●農政課長（西野課長） 運営につきましては、現場におきまして、いろいろな部分で工夫、そして節減に努めてきておりまして……

（「聞こえない、もっと大きな声で言って。さっぱり聞こえないな」
の声あり）

●農政課長（西野課長） センター運営につきましては、現場におきましていろいろな部分で経費節減に努めてきております。この中には人件費が含まれておりませんが、私ども直接1名の、センターに2名職員いるわけでありまして、一応1名をカウンタートイまして、大体黒字になる程度のものが人件費に当たるということで、大体収支がとんとんにいくということで予算を計上させていただいております。

この運営については、これ以上削れということになりますと、結果的に菌床代にはね返っていくということになって、生産者の方にその分かぶっていつてしまうというような状況も生じかねないということで、我々の方ではやはり最大限の努力をして運営を図ってきているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

●松岡委員 しかし、どう考えても、人件費を払っちゃったら足出るかもしれない。約500万円足らずですけれども、1人分の人件費を払ったら足出ますよ、これ。赤字になりますよ。仮にチョンチョンにいつても、そんな運営の仕方はないと思うんですよね。

公共的に、確かにシイタケ業者のためには、安いあれでもっていけばいいかしらなくても、これは大いに私も歓迎します。だけれども問題は、私、今課長の話聞いていたら、売り上げを伸ばすというその努力、それが一つもないんですよ。その方法を考えるべきだと思うんですよ、売り上げを。そして、少なくともやっぱり人件費を抜いて1割くらいの利益があるような方法を講じてほしいと思うんですよ。その辺どうですか。

- 農政課長（西野課長） センターの収入源であります菌床の売り上げを伸ばすということですが、このセンター、建物の規模、当初から50万玉程度の生産をできる施設としてつくってきたわけでありまして、現状でも50万玉の製造を図ってきているところでございます。そうしますと、収入については、単価を上げる以外に、玉の数はこれ以上、現状の施設ではふやせないということになりますので、玉代にはね返るか、もしくはこの経費の削減に努力をするという以外にないというふうに思っております。

経費については、いろいろな部分で削ってきておりますし、現状ではこれ以上の削減をする余裕が余らないというふうに考えております。地域への波及効果等を考えれば、他の施設と同様に、この程度の持ち出しは現状ではやむを得ないかなというふうに考えているところでございます。

- 松岡委員 第一その考え方がおかしいんですね。初めから、そうしたら、この建設を計画した時点からそうでしょう。全然黒字経営にならないような、そういうような方法を初めからとっているんですよ。確かに目的は少しでも潤沢に生産者に菌床をつくってやるんだという、そういう目的があると思いますよ。ですけれども、やっぱり純利益の1割やそこら出すくらいの経営の仕方があると思うんですよ。財政が苦しい中、ますますこんなことやったら苦しくなりますよ。こんな事業ばかりやったら、そのうち厚岸町は沈没しますよ。そこらあたりもしっかり考えてくださいや。

- 町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほどの町営牧場の中でもいろいろ議論させていただいたわけでありまして、当初やはり厚岸の産業を振興する施設として設置をいたしたわけでありまして。その1つは菌床センターであり、さらにはまたカキ種苗センター、先ほどの町営の牧場等々があるわけでありまして。

現実に経営状況どうであろうか。今日になりますと、経営は残念なことに赤字状況にある。ただ、町営牧場については、5,000万円の償還金があるわけでありまして、それを取り除いてどうにか2,000万円程度の黒字になっているということだけでありまして、それぞれの施設は大変であります。そのとおりであります。

しからば、その当初の目的である産業の振興という大きな役割を果たす施設として今日不必要であるかといいますと、私としてはやはり必要な施設であるという認識に立っております。しかしながら、一方、ご指摘いただきましたとおり、経営というものも当然考えていかなければならないわけでありまして、その点、今後とも十分にそれぞれの施設が黒字というまでもなく、やはり何とか維持できる、町財政の今日の厳しい中で維持できるようなせめての経営状況というものをつくっていかなければならない、そのようにも考えております。どうかそういう意味で、産業の振興という大きな役割があるんだということでご理解いただければと、かように考えます。

- 松岡委員 町長はまだこの菌床をつくるときには町長でなかったからあれだと思っんですけども、これをつくるときに私どもは反対でした、この菌床をつくることについては。ですけれども、そのときの説明では、こんな赤字といいますか、今、赤字になって

いないですけども、チョンチョンだとかと言いませんよ。幾らしかのやっぱり黒字の計画を我々に示したはずですよ。それじゃ、やってみるかという気になって、私どもも最終的には賛成したんですけどもね。ですから、やっぱりもう少し初めの計画のつくり方、議会さえ通ればいいんだというふうな、そんな安易な考え方で計画をつくったって、やっぱりこういう問題が出てくるんですよ。少なくとも300万円や400万円の黒字くらいは常につけておかなければ、何かあったときにどうするんですか。そういうことを考えた場合、そんなにたくさんもうけろとは言いませんよ。もうけろとは言わんけれども、ある程度やっぱり300万円や400万円の資金の余裕を持ってあれするべきだと、こう思います。

そういったことで、今後やっぱり値上げ、私も値上げについては賛成しかねますが、ひとつ経営努力でもって今後頑張っていたきたい。そして、今言ったように300万円か400万円の黒字を、常に余裕を持った運営をしていていただきたいと、かように思います。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、この菌床センター、炭鉱閉山後における上尾幌地域の地域振興の施設として大きな役割を果たしていこうという趣旨であったかと思うわけであります。設立に当たってのいろいろな議論があったかと思いますが、今日ではやはり地域の振興、さらにはまた産業の振興という意味では極めて重要な施設であると私は認識をさせていただいております。

そういうことで、実は先般、私が上尾幌まで足を運び、キノコを取り扱っております生産者全員と、今日の菌床センターの状況を踏まえながら、いろいろと議論を重ねてまいりました。生産者の方からも、いろいろな町に対する要望もございました。一方、町といたしましては、今日の経営状況というものも説明しながら、ともども所期の目的に立った立場で、生産者も、また町もそれぞれ相携えて努力していこうというお話もいたしておるわけであります。

どうかそういう点、ご指摘がございましたことについては重々わかります。また、私ども財政を預かる者といたしましても、大変な負担になっていることも事実であります。一方、くどく話すわけではありますが、地域振興、産業の振興という大きな役割もあるという中で、これからの経営状況に対してのご指摘を踏まえながらこれからも頑張ってまいりたい、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

●松岡委員 私は、町長、菌床を売る単価を上げて黒字にせいと言っているんじゃないですよ。もっと努力していただきたいと。そして何とか、そんなたくさんのあれでなくてもいいから、幾らかの余裕を持った黒字にしていっていただきたい、こう言っているのであって、町長が今言われた地域振興という目的については、当時そのことについて私どもも賛成したんですから、そのことについては私も町長と同じ気持ちです。ただ、問題はやはり、そういったことからにおいて、町の財政の足を引っ張るようなことだけはしてほしくない、こういうことを私は言っていますので、ひとつ頑張っていたきたいと、かように思います。

●町長（若狭町長） よくわかりました。

そういうわけで、実は菌床センターの町職員におきまして、2名で行っております。あとは臨時職員ということでやっておるわけでありまして、私も現場に行く中で、菌床センターで働く職員、大変だなということも目に見ております。一生懸命、職員並びに臨時職員も頑張っているなと感心もいたしておるわけでありまして。

しかしながら、ご指摘の中で、やはり経営というものも考えながら最善の努力もしていかなければならない、当然のことではありますが、頑張っているということについてはお認めをいただきながら、さらに改革を含めて努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

●松岡委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

3 項水産業費、1 目水産業総務費、2 目水産振興費。

●南谷委員 3 項 2 目水産振興費についてでございますが、昆布の漁場改良、サンマの自動重量選別機、それからニシンの中間育成、さらにはハサップ関係につきまして、それぞれお尋ねをさせていただきたいと存じます。

初めに、昆布の漁場改良事業でございます。

昨年12月の定例会でも質問をさせていただきました。厳しい町の財政状況の中で例年並みの本年度の計画がなされたことに対しまして、町として水産厚岸の姿勢を感じさせていただきました。

事業の内容について、まずお尋ねをいたします。今年はまだ組合の総会も終わっていない、昆布の資源状況調査も終わっていない中でございますから、計画の数字、組合と十分打ち合わせして立てたと思いますけれども、まず平成16年度の操業の実態についてお伺いをさせていただきたいと存じます。16年度の昆布着業従事組合員数、かぎ数、この辺どのようになっているか、まずもってお尋ねをさせていただきます。

●水産課長（大崎課長） まず、1 点目の昆布の操業内容でございますけれども、昨年につきましては、棹前昆布が3日間、それから成昆布につきましては28日間でございます。

生産量につきましては、組合で押さえている数字でございますけれども、1,296トン。前年が1,340トンでございますけれども、若干下がっております。それから、生産額につきましては9億5,900万円。前年が11億3,700万円でございますから、これについても価格の減少ということで、量は減ったものの、生産高も低くなったということで、中国産昆布の輸入というものがここでも尾を引いているという内容でございます。

それから、かぎの数でありますけれども、棹前昆布につきましては691かぎとなっております。それから、成昆布につきましては706かぎという状況になってございます。以上です。

- 南谷委員 昨年秋の大型台風で、せっかくあった資源が最終的には出漁日数不足で減産になってしまった。非常に残念だなと、そんな思いであります。今年度、1月の月が非常に暖冬で、海水温が例年より上昇しているのではないかなと、そんな判断に立っておりますけれども、今、現時点での昆布の着定育成状況は、海水温等、わかっている範囲でご説明願います。

- 水産課長（大崎課長） 着生状況でありますけれども、末広の漁業者の方に先日お会いをいたしましてお伺いをしたところ、今年はどうも着生率というか、着生が思わしくないという言葉が出てまいりました。

それで、先週も漁組におきまして、組合職員、それから釧路の水産技術普及指導所の方、それから私たち水産課と昆布の関係その他、水産全体にわたって今年の平成17年度の打ち合わせしたところによりますと、昆布の着生率がよくないと。それについては、流水が来ない影響もあるのかなというお話もされていました。

水温の関係につきましては、1月は確かに委員おっしゃるとおり水温は高い状況があったと思われましても、現時点、2月に入りまして平年並みというか、ここ4年間の間に2番目に低い水温。これにつきましては苫多沖のカキ中間育成施設の水温でございますけれども、平年並みというか、高い状況にはないということでございます。

以上です。

- 南谷委員 今年も流水が接岸しないような状況下にあります。二、三年後の昆布の安定した生産量を考えるとき、やはり今後も継続してこの事業をしていかなければ、安定した生産に私は結びつかないと思っておるわけでございます。

今説明を聞きますと、当初は海水温は高かったけれども、若干、この4年間で2番目に低い状況にあるということですから、きっと春までには着定して、しっかり育成してくれることを期待しております。

それで、この関係で計画に盛られている、不確定要素は十分あると思うんですけれども、事業の平米数というんですか、こういうものがもしわかりましたらお願いいたします。

- 水産課長（大崎課長） 組合では計画としては、今年は70ヘクタールを計画しているという内容でございます。

- 南谷委員 2点目にまいります。サンマ自動重量選別機でございますが、厚岸町のサンマは、ブランド化促進運動を町も取り組まれておるわけでございますけれども、この関係については組合へ売る生産増大に係る設備と思っておりますけれども、この内容についてお伺いをさせていただきます。

●水産課長（大崎課長） サンマの自動重量選別機の関係でございますけれども、事業主体につきましては厚岸漁業協同組合となっております。それから、事業予算につきましては2,500万円。うち半額の1,250万円が国から北海道を通して厚岸町に入ってくるという内容で、1,250万円を道補助金として計上してございます。

それから、この事業の中身でありますけれども、背景として、主な消費地、大阪、それから関西方面、名古屋を中心とした関西方面なんです、刺身用というか、生食用の人气が非常に高まっている、嗜好の変化もあってということでございます。それで、非常に人气が高まって需要がふえたということです。

それで、この機械を導入することによりまして作業の能力の向上が図られるということで、能率アップによりまして新たな人的対応も必要になったということで、雇用の促進が図られるということから、この事業を進めているということでございます。

それから、期待できる効果といいますと、現状では選別機は今現在2機ございます。それが今度3機になるということでございます。

それから、取扱量でございますけれども、年間の取扱量が、現在のところは6,152トンが取扱量であります、これが6,400トンまで伸ばすということであります。

それで、一日の最大出荷数なんです、現在のところ1万2,500箱。これは1箱4キロ発泡の製品なんです、これは1万2,500箱が1万5,000箱まで生産できるということでございます。

雇用の関係でありますけれども、これについては現在のところ88名で操業していますが、これが、短期の雇用なんですけれども、選別機の方に2名、それから作業過程で4名ということで、合計6名がふえるということであり、これについては、生産ラインがふえるということで、選別機の関係で2名。それから、鮮度を保つために、今度、工場の魚の貯蔵タンクを魚タンク対応ということで、市場で昨年、昨年度、町の方で防衛施設周辺整備事業で導入した魚タンク等がございまして、それらが今度タンク対応となりまして、それが工場の方に直接入って行って、鮮度のよいまま作業処理できるということから、この作業過程において4名が新たに雇用が加わるということでございます。

それから、この選別機の最大の特徴は、サンマは偶数尾で、大きいものからL、LLとかとありますが、18尾から20、それから22、24と、サンマが小さくなるに従って尾数はふえてきますけれども、この選別機は、今まで従来ですとばらばらにサンマが流れてきたんですが、これについては同じ型のサンマが流れてくるということで、非常に効率が上がるということでございます。

以上です。

●南谷委員 今まで2機設置されているものについては僕も理解しているんですけども、新たに……。そうすると、入れかえではなくて、もう一機増設をされると。さらに精度がよくなるものを取り入れられるということで。さらには、かつては塩蔵が多かったんですけども、今度は生主体の時代になって、生産能力をアップされると、こういうことで、市場の方にも、市場価格の介入によって厚岸町の市場の平均単価にも影響はして

くれるんでないかな。大変期待をしております。

それで、せっかく厚岸町のサンマのブランド化に努める、そして数量も安定したものを販売をしていくべきだと考えるわけですが、実は昨年度は市場の機能のハサップ対応について発言をさせていただいたわけですが、今まさにハサップの取り組みについては若干もうおくれぎみな時代に入ってきているのかなという気がいたします。生産者みずから、根室市の関係についてはよく新聞、テレビ等に出るんですけども、厚岸町も取り組んでいるのも事実でございますし、市場も皆さんご承知のとおりハサップ対応に取り組んでまいりました。

肝心な買い屋さん、消費者に一番近い買い屋さんの方でハサップ対応がどのようなになっているのか、この辺がこれからの私は課題ではないのかなと、そんな気がいたします。この辺の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

- 水産課長（大崎課長） ハサップの関係でありますけれども、厚岸町につきましては平成14年度から取り組んでいるということであります。14年度から講習会等を通しまして、ハサップマニュアル化に向けた地域ハサップづくりということで今までやってまいりました。

昨年度につきましては、水産業対策協議会の加盟の団体等々からも負担をいただきまして、北海道の釧路産炭地域振興事業ということで、そちらからも助成をいただきまして、昨年度は衛生管理の実態調査ということで、マニュアル化に向けた実態調査を行ったところであります。

このマニュアルづくりを今年行おうということであったんですけども、実はここでマニュアルづくりをしてしまった段階で、もうそれで実は町は終わりということになってしまうんですけども、マニュアルは毎年毎年、内容的にもいろいろな形で変わってくるだろうということで、まずはマニュアルづくりを1年延ばしたところであります。

平成17年度は、人づくりとしてまず衛生管理の講習会をしよう。さらには、平成16年度実施をいたしました各加盟の加工場等々、市場を含めた、そういったところの現況分析というのをやっておりまして、これから地域として、それらの実態に沿ってこれからどう取り組んでいくか、またどういうことが必要なのかということで、方向性について今年はやろう。マニュアルづくりをして、それで終わりということじゃなくて、本当に地域に合ったマニュアルづくりというのは一体どういうことなのかということをして1年間やってみようということで、今年は足並みをそろえようという考えであります。

今年は、衛生管理講習会をもちろん行います。それから、各加工場さんそれぞれの実態に合わせた中でさらに、何というか、指導というか、指導を受けるというか、そういったこともしていきたいと思います。とりあえず今年はそれと、工場内の5Sといいまして、整理、整頓、清潔、それから清掃、しつけといった5S運動を各加工場等に呼びかけまして、それを普及していこうかということで、今年1年間やってみようということになります。

ほかの町村のお話をするのもあれなんですけど、釧路市、それから根室市については、関係者によりますと、今のところマニュアルをつくってそれで終わりということらしくて、実際に動いているのは標津町というお話も聞いてございますので、うちとしてはマ

マニュアルをつくってそれで終わりということではありませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

- 南谷委員 大変心強い答弁をいただいたわけですが、実際、買い受け人の皆さん、それぞれこのハサップ対応について取り組みが千差万別でございます。一律にというわけにはなかなか資金面もあったりして難しいと思うんですけれども、ハサップ対応についてはソフト面とよく言われるんですけれども、ハード面があって、ソフト面については、今課長がまさに言われたように、マニュアルをつくっただけではだめなんですよね。やっぱり日々検証して、よりきちっとハサップ対応を取り組んでいかれる姿勢というものが大事なわけですから、この辺なかなか、それぞれ自分の工場のプライドもあると思うし、難しいと思うんですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、せっかく厚岸町のサンマ、PRをしていかなければならない時代に入った。そんな中、安心・安全のサンマ、衛生面、当然きちっとすれば鮮度も抜群に私はなると思うわけですから、このハード面についても、ひとつ町としても何らかの対応ができれば、模索をしていただきたいと存じます。この辺の考え方につきましてご答弁をお願いします。

- 水産課長（大崎課長） 実はこの制度なんですけれども、サンマの選別機の関係でありますけれども、このハード面、サンマの雇用促進事業ということで載っていますが、昨年4月からこの補助の関係で組合、それから支庁で話が実は進んでいたわけがあります。この事業も、補助制度2分の1ということですね。残りの2分の1については事業主体というふうになってございます。

この補助制度、私も詳しくはわからないんですけれども、地元というふうなことであれば、それぞれ25とか、それぞれ持つというふうなことになるんですが、あくまでも事業主体が行っている事業については50%持つという内容でございます。

あと、防衛施設局の交付金とか、そういった制度もあるんですが、それらについては、5月の初めからヒアリングを行って、8月の概算要求に向けて走り出さなきゃいけないということで、それについてはもう去年の5月から準備をしまっておりまして、こういったハード事業にはのれないということもございます。

ですから、今回、組合さんにつきましては、単独で50を出すということで、町の方に要請がございませんでしたので、国が50と、それから事業主体が50ということで進めさせていただいたという内容でございます。

- 南谷委員 3点目でございます。ニシンの中間育成事業についてお尋ねをさせていただきたいと存じます。

この関係については、以前にも私は質問をさせていただいた経緯がございます。実は昨年、産業建設常任委員会で厚田村の方にニシンの放流事業の視察に行っていました。大変勉強させていただいたわけですが、実際に厚岸町では日裁協というんですか、今センターとたしか名称、組織変更になったと思うんですけれども、場

長以下、非常に一生懸命、稚魚の育成に頑張っておられるんですけども、残念ながら厚岸湾・湖で生産されるニシンの生産状況が思わしくないわけでございます。厚田村の方は非常に伸びていると。同じ放流事業をやっているのに、この差は何なのかなと非常に思い悩んでおったわけでございますけれども、いずれにしても現在の放流尾数では少ないのではないかと、このように私は判断をしておるんですけども、町としてどのようにとらまえておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

- 水産課長（大崎課長） ニシンの中間育成の関係につきましては、回帰率を高めるために、バラサンのところの南防波堤のところを生けすを設けて、そこで7月の末、28日ぐらいから翌月の8月10日くらいまで中間育成をして放流をするということであります。その間に、自動のえさの給餌機等も設備としてございますので、それらで中間育成をして放すということであります。町は、その中間育成に係る諸経費の補助を行っているということでございます。

それから、中間育成に係る経費については、北海道栽培漁業公社が総体の2分の1を支払うと。残りの2分の1を町と組合の方で支払っていると、負担をしているという内容でございます。

日裁協の方は、もちろん採苗を行います。種苗生産を行います。その後、日裁協については、大きくなったもの、生産をされた、市場に水揚げされた魚の、ニシンの追跡調査を行っているところであります。その追跡調査、諸経費を含めていろいろお金がかかるんですけども、100万円以上かかるんですが、それらについては、ニシンに標識をしますけれども、それらを含めて100万円以上、追跡調査費を含めて100万円以上負担をいただいているという内容でございます。

その追跡調査でわかったことは一体何かといいますと、実は平成14年に28トン水揚げをされているわけですが、その後、年を追うに従って減ってきている状況です。平成15年には11トン、それから平成16年には9トンということで水揚げが減ってきています。その原因をいろいろ伺っているんですけども、どうも産卵前の2年魚が水揚げの大半を占めているということでもあります。そのことはどういうことかといいますと、2年魚ということは、2年魚だとまだ産卵をしていないということになります。3年魚が水揚げの中で極端に少ないということで、1回も産卵をしないままニシンがとられている状況にあるということがわかりました。

現在は厚岸町で親魚を確保しているんですけども、以前は風蓮湖で親魚を持ってきたものを厚岸町の栽培センターで種苗生産をしていたんですが、ようやく厚岸町も産卵できるだけ親魚が来るようになりまして、厚岸町で生産を始めているということです。

風蓮湖は、実は毎年、生産量というか、水揚げが伸びているということは、2歳魚の水揚げが少なく、3歳魚の水揚げが多い。ということは、お産をしてから水揚げをされているということになりまして、資源的には風蓮湖の方が、何と申しますか、資源の保護に向けたとり方をしているというか、漁法を用いているということがわかったわけです。

厚岸町としては今後どうあるべきかと、伸びないニシンの生産をどうしていくかということでもありますけれども、考えられることは、漁期をまず短くすると。後半の産卵の

部分を短くして、禁漁期間を何日か設けたらどうかということと、それから刺し網については網の目を規制をして、何とか2歳魚をとらないようにして、3歳魚になるまで保護するといいますか、規制をかけるといいますか、そういった方法も必要だろうということでもあります。

あと、これは禁漁区を設けるということも一つあると思います。というのは、湖内の奥に、東部に産卵場所が去年ですが、確認をされていますので、そういったことで禁漁区を設けたらどうかということも組合さんとお話をさせていただいております。

それから、4点目が釣り人なんですが、遊漁者の釣り人に協力を求めるべきではないかということも一つ挙げられています。厚岸湾、それからトウの中、随分ニシンの釣りをされている方が多くて、一説には水揚げに匹敵するぐらいではないかと言われているぐらい釣りをされている方が多いと。随分規制を組合の方で何とかならないだろうかということで、支庁の方にも相談をされたりしていますけれども、一本釣りについては規制できないということらしくて、規制できないということがわかっていますので、これらについて、その対策といいますか、協力というか、協力を求めることも必要ではないかなというふうに思います。

ニシンというのは繁殖力が非常に高いというか、そういうことが知られていますし、それから、こういった資源保護を地道に進めていくと、厚岸の湖内の奥に天然の産卵場が確認されているということでもありますので、状況次第においては爆発的に資源量が増大する可能性を持っているということも、栽培漁業センターの技術をされている方もおっしゃられておりますので、これらについて非常に参考となる意見がございましたので、私たちの方も組合さん、あるいは漁業者、これはそういった方々ともいろいろな意味で、役場がどうのこうのではありません、漁業者あるいは組合さんの方で、これらの対応について協議をされるということもありますけれども、そういったことで理解を得ながら私どもとしても進めていきたいというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） ちょうど時間ですので、皆様にお諮りいたしますが、本日の会議はこの程度にとどめて、残りの審査は明日ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） それでは、本日の会議はこの程度にとどめ、閉会いたします。

午後5時00分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 7 年 3 月 1 7 日

平成17年度各会計予算審査特別委員会

委員長

